

第二百四回

参議院憲法審査会議録第五号

(三一八)

令和三年六月九日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月二日

辞任

下野六太君
高橋光男君

六月三日

辞任

清水真人君
徳茂雅之君

六月八日

辞任

福島みづほ君
足立信也君

補欠選任

衛藤晟一君
古賀友一郎君

補欠選任

森本真治君
舟山康江君加田裕之君
足立敏之君

林芳正君

本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開

会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお詫

りいたします。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改

正する法律案の審査のため、本日の審査会に總務

省自治行政局選舉部長森源二君を政府参考人とし

て出席を求め、その説明を聽取ることに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○会長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決

まず、附則の検討事項と並行した憲法論議についてあります。

それで、早速具体的な質問に入ります。

足立敏之君	赤池誠章君
有村治子君	磯崎仁彦君
衛藤晟一君	岡田広君
加田裕之君	上月良祐君
佐藤正久君	佐藤中川雅治君
堀井巖君	中曾根弘文君
古川俊治君	古川雄平君
堀井巖君	山田宏君
舞立昇治君	山下山谷えり子君
石川大我君	石川打越さく良君
西田昌司君	江崎秀哉君
藤末健三君	森本孝江君
那谷屋正義君	小西洋之君
白眞敷君	杉尾秀哉君
西田実仁君	森本真治君
松沢成文君	伊藤洋之君
矢田わか子君	平木大作君
山添拓君	矢倉克夫君
山下吉良よし子君	安江伸夫君
舟山康江君	東浜野喜史君
舟山吉良よし子君	浅田均君

委員

衆議院議員 渡辺喜美君

衆議院議員 発議者 渡辺喜美君

衆議院議員 発議者 逢沢元君

衆議院議員 発議者 中谷元君

衆議院議員 発議者 船田元君

衆議院議員 発議者 北側一雄君

衆議院議員 発議者 馬場伸幸君

衆議院議員 発議者 井上一徳君

衆議院議員 発議者 奥野総一郎君

衆議院議員 発議者 山花郁夫君

衆議院議員 発議者 武田良太君

衆議院議員 発議者 岡崎慎吾君

衆議院議員 発議者 森源二君

定いたします。

○会長(林芳正君) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

本案の審査においては、起立して御発言願います。なお、時間が超過した際はベルを鳴らしますので、あらかじめ御承知願います。

質疑のある方は順次御発言願います。私は、四月二十八日に当審査会におきまして会派を代表して意見表明を行いましたが、その際、国民投票法の改正案につきましては、速やかに質疑を行つて採決に付すべきであると、このように意見を申し上げた次第でございます。その立場に立つて質問を行いたいと思います。

当審査会は、先ほど申し上げた四月二十八日以後、五月十九日、二十六日、六月一日と審査会が開催をされまして、法案質疑や自由討議を通じて各会派から様々な意見が表明されました。また、六月二日には四人の参考人の意見陳述がありまして、これに対する質疑も行われてまいりました。

これまで発議者及び修正案提出者から丁寧かつ明快な答弁がなされてきたと承知しているところであります。しかし、本日の委員会質疑、これを通じまして質疑は相当深まつてきていると、このよう感じているところでございます。

それでは、早速具体的な質問に入ります。

衆議院修正によって追加されました附則の検討条項の意味、これにつきましては先日の審査会におきましても議論をされたところでありまして、与野党各会派の原案発議者、修正案提出者の答弁を改めて議事録を見て精査させていただきましたところ、おおむね共通理解がなされているものと、このように感じておるところであります。

改めて、この点につきまして、原案発議者の代表としてまずは与党のお二人、すなわち中谷議員と北側議員に伺いたいと思います。この附則の検討条項に基づいてCM規制等について検討を行っている間に、同時並行的に憲法本体の論議を行うことは可能か、この件につきまして御答弁をお願いします。

○衆議院議員(中谷元君) この検討項目は、投票環境向上につきまして、七項目で終わりではなくて不斷に見直しを行っていくこと、また、CM規制等につきましては引き続き検討をしていくこと、そういうこと、そういう衆議院の審査会の場で与野党、与党の幹事が、与党の幹事がお約束をした事項と全く同じ内容を立憲民主党の求めに応じてそのまま規定をしたものでござります。

この検討条項には、憲法本体の議論や憲法改正の発議に関する言及は一切ありません。法制的に憲法本体の議論も憲法改正の発議も可能であると整理できます。

いずれにしましても、この検討条項に基づきまして、CM規制については議論を加速化をして進めていき早急に結論を出していくとともに、与野党協力の下に憲法本体の議論を諒々と進めてまいりたいと思います。

○衆議院議員(北側一雄君) 今答弁があつたとおりでございます。

この検討条項には、憲法本体の議論、また憲法改正の発議についての言及は一切ございません。したがつて、国会法の規定に基づきまして、法制的には憲法本体の議論も憲法改正の発議も可能であるというふうに整理をしているところでござります。

いざれにいたしましても、この法案につきましては、提出以来いろいろ紛余曲折はございましたけれども、与野党協力の下で修正部分も含めて参考議院の憲法審査会で今このように充実した審議がなされていること、大変感慨深いものがござります。本法案が成立をしましたならば、静かな環境の下で憲法審査会において憲法論議を着実に進め得まいないと、そのように考えております。

○石井正弘君 ありがとうございます。

それでは、同じく改めまして、修正案提出者の代表として山花議員に伺いをさせていただきたく思います。

この附則の検討条項に基づいてCM規制等について検討を行っている間に、同時並行的に憲法本体の議論を行うことは可能か、この点につきましての御答弁をお願いします。

○衆議院議員(山花郁夫君) 検討条項につきましては、CM規制等につき引き続き議論していくことを法制的に担保をしたものでございまして。この検討条項の下でも憲法本体の議論や憲法改正の発議が条文上可能であるということについては、原案提出者である中谷先生や、今、北側先生から御答弁がございました。共通の認識でございまして、異論はございません。特に、憲法本体の論議につきまして、直ちに憲法改正の発議といふ話にはならないとは思うんですけども、与野党協力の下にCM規制の議論と同時に並行的に進めいくということはあり得ることだと思います。

まず、CM規制等についてであります。これは上田参考人の意見陳述でございましたが、国民投票運動は表現の自由で保障される、すなわち自由が原則であるが、一方で、昔から指摘されているように資金力の差による言論空間のゆがみの問題がある、有料広告放送における議論に加え、近年はインターネットの発達に伴う諸課題が特に大きく取り上げられている、このような趣旨でございました。

質問は、国民投票運動等のための放送CMやインターネットCM等の規制の在り方に於ける上田参考人の意見陳述につきまして、与党発議者の御見解を伺いたいと思います。

○衆議院議員(中谷元君) CM規制の問題につきましては、国民投票運動の自由、表現の自由、それが国民投票の公正さ、公平さとのバランスをどう取るかという重要な問題であります。これには様々な論点があり、また、憲法改正国民投票とい

になつたと思います。

原案発議者の御答弁にもございましたけれども、本法案の成立の後は、静かな環境の下で憲法審査会において国民目線の憲法論議をしつかり進めいくと、このようにしていきたいと存する次第でございます。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

国民投票における投票環境の整備についてお伺いいたします。

○石井正弘君 ありがとうございます。

今回の改正案は、平成二十八年に全会一致で成立したと言える公職選挙法改正と同様の内容を国民投票法に反映させようとするものであります。この検討を行つて、投開票手続に関する内容であります。この点、我が党の磯崎議員の質疑の中でも触れていたわけでありますけれども、国民投票と公職選挙法による選挙が同時に実施されるということもあり得ないわけではないと、このことも考慮しなければならないと存じます。

質問でございますが、こういった投票環境の整備に関わる投票上の、法制上の措置というものはあり得ないと存じます。

公職選挙法の選挙と国民投票との基本的には相違はないなど、このように考へるところであります。が、この後の質問にも関係いたしますので、与党発議者として逢沢議員に基本認識を改めてお伺いをさせていただきます。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 石井議員にお答えを申し上げます。

衆議院における本法案の質疑を通じまして、国民投票法は大きく分けて二つの部分があることが明確になりました。改めて触れておきたいと思いますが、すなわち国民投票法は、投票環境整備など投開票に関する外的要項と、国民投票運動に係る例えばCM規制などに代表されます投票の質に関する部分から構成をされていくと整理ができます。

御指摘のとおり、前者の投開票に関する外的要項につきましては、国民投票法制定以来、公選法並びとすることが合理的と考えられてまいりました。本法案もこの考え方から従いまして、例えば

公選法が改正されれば、この投票環境向上のためのアップデートを同時に国民投票法の方で行なう、そういう整理でよからうかと思います。

また、投票環境の向上のよろんな事項は、国民の利便性の向上の観点から不断に検討、見直しが図られるべきでございます。既に公選法で措置をされているいわゆる追加二項目につきましても、この七項目案の成立後、速やかに国民投票法においてまいりたいと、そのように考えております。

う国の最高法規に觸るものでありますので、で
きるだけ各政党間の幅広い合意を形成する必要が
あると考えます。今後、丁寧な議論を行つていく
べきだと考えます。

また、CM規制の在り方につきましては、ま
ず、法的規制の在り方、これは具体的には、強制
的な法規制とするのか、訓示的な規定にとどめる
のか、第二に、出し手の、廣告主である政党側の
自主規制、第三に、受け手である事業者側の自主
的な取組を推進しつつそのための法的措置を定め
る、第四に、憲法改正案について公的な広報活動
を行う国民投票広報協議会、これの活動の充実強
化など、具体的な論点が検討されるべきではない
かと認識をしております。

いずれにしましても、今後の議論の進め方につ
きましては、衆議院の憲法審査会では幹事懇メン
バーを中心し論点整理をしていくという重要な提
案がなされております。今後、このような方向で
論点整理を行いまして、そして、与野党が一つの
方向に向かつて合意形成していくことが大変重要
であると考えております。

○石井正弘君

ありがとうございました。

それから、次の論点もあつたんですけれども、
期日前投票の投票時間の彈力的設定、それから繰
延べ投票の期日の告示の期限の見直し、この二点
に関してであります。

飯島参考人から、投票環境の悪化となるとの意
見、あるいはできる限り多くの主権者の意思表示
が可能となるような制度設計すべきとの意見が
述べられたわけでございますが、この意見につき
まして与党発議者の御見解をお伺いいたします。

○衆議院議員(達沢一郎君)

まず、期日前投票の投票時間の弾力化でございま
す。これがいつまで続くか、そして閉鎖時間はいつ
まで続くか、それを決めておいて、それを守ら
なければなりません。そこで、この問題は、選
挙権者の方々が投票機会に恵まれるということ、そ
の意思表示が可能になるということを前提に、各
選管において適切に、また的確に投票日の告示が
行われる、そのことを想定をいたしております。

○石井正弘君

それで明快かつ丁寧な御答弁を
いたしました、誠にありがとうございました。
少し時間が残っておりますけれども、私の質問
はこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小西洋之君

立憲民主・社民の小西洋之でござ
います。質疑の機会をありがとうございます。

冒頭、北側発議者に質問させていただきます。

去る五月二十六日の那谷屋筆頭幹事の質問に対
し、北側発議者は、国民投票においても公平公正
を図っていくということは当然のことでございま
すといふふうに答弁をされております。

この北側発議者がおつしやった公平公正、これ
は、日本国憲法の国民主権からの当然の法的な要
請として国民投票法には公平公正が必要、そのよ
うにお考へでござりますでしょうか。

○衆議院議員(北側一雄君)

憲法改正の国民投票

正案によつて期日前投票の時間が短縮される状況
になることはないと御理解がいただけるものと理
解をいたしております。

次に、繰延べ投票の期日の告示期限の見直しで
ございますが、告示期間を短くすることにもちろ
ん意義があるのではございません。選管におい
て、その時々の事情、その時々の具体的な状況を
踏まえて、より柔軟に繰延べ投票の期日を設定で
きるようになつた点にその意義があるということ
を改めて強調しておきたいと思います。例え
ば、大きな災害が起きたような場合には繰
延べ投票まで日数を要することになると考えられ
ますし、また、選舉期日である日曜日だけがたま
たま天災等で投票を行うことができないというふ
うな事情の場合は日数を短くすることも可能でござ
ります。

いずれにいたしましても、できる限り多くの有
権者の方々が投票機会に恵まれるということ、そ
の意思表示が可能になるということを前提に、各
選管において適切に、また的確に投票日の告示が
行われる、そのことを想定をいたしております。

○石井正弘君

それで明快かつ丁寧な御答弁を
いたしました、誠にありがとうございました。

少し時間が残っておりますけれども、私の質問
はこれにて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小西洋之君

立憲民主・社民の小西洋之でござ
います。質疑の機会をありがとうございます。

冒頭、北側発議者に質問させていただきます。

去る五月二十六日の那谷屋筆頭幹事の質問に対
し、北側発議者は、国民投票においても公平公正
を図っていくということは当然のことでございま
すといふふうに答弁をされております。

この北側発議者がおつしやった公平公正、これ
は、日本国憲法の国民主権からの当然の法的な要
請として国民投票法には公平公正が必要、そのよ
うにお考へでござりますでしょうか。

○衆議院議員(北側一雄君)

憲法改正の国民投票

は、まさしく国民主権の発露とも言える国民の権
利でござります。このような主権行使に過度な制
約を課すことのないようについての観点から、投票
運動はなるべく自由にという要請が導かれるもの
と承知をしております。

ただ一方で、完全な自由放任としますと、一方
で公平公正が害されるおそれもあることから、自
由とそして公平公正のバランスの確保、これが非
常に重要な要素となると考えております。正確
な、そして多様な情報を踏まえての主権行使を確
保するという意味で、共に国民主権原理から導か
れる要請であると考えております。

国民投票運動における自由として公正公平の確
保、いざれも国民主権原理と密接に関係するもの
と理解をしております。

○小西洋之君

明確に、公平公正というものは国
民主権原理から導かれ、また密接な関係があると
いうふうにおっしゃつていただきました。
といたしますと、今の配付資料一ページでござ
いますが、北側発議者にお伺いしますが、今回の
改正法の附則の四条の第二号で、国民投票の公平
公正を確保するため、これ必要な事項と書いてあ
るわけですね。国民投票の公平公正を確保するた
めの必要な事項としてCM規制等が記載されてい
るわけですが、この条文の公平公正を確
保する、これも当然に日本国憲法の国民主権から
のこの要請に応えなければならない、法的にしつ
かり応えなければならないものであるというふう
に理解してよろしいでしょうか。

○衆議院議員(北側一雄君)

この附則の第四条の冒頭に書いてござりますとおり、「必要な法制上
の措置その他の措置を講ずる」というふうに記載
をしてござります。当然、法的規制なども含まれ
ると思いますけれども、法的規制に限らず、自主
的な規制をしていくといふことも検討をしていか
ねばならない。

いづれにしても、大事なことは、国民投票の公
平公正を確保するといふことだございまして、そ
のための一つの手段として法的規制もあるでしょ
う。

○衆議院議員(山花郁夫君)

国民投票法を制定するときに、特にサポートCMに關しては、自由な

う、又は自主的規制もあるでしょう、そうしたルールづくりをしっかりと議論をさせていただきた
いというふうに思つております。

○小西洋之君

いや、今お答えいただいたのは、公平公正を確保する手段のことをおっしゃつてあるんですが、それではなくて、ここに書いてある公平公正というのには、先ほど御答弁いただいたよう
に、当然、日本国憲法の国民主権に基づく、国民
主権にかなう、そうしたものでなければいけない、そういう理解でよろしいでしょうか。端的に
お願いします。

○衆議院議員(北側一雄君)

そのとおりでござります。

○小西洋之君

ありがとうございます。

では、次、山花提案者に伺わさせていただきます。
配付資料一ページの後段ですが、衆議院の憲法
審査会で、令和元年五月九日、立憲民主党の代表
の枝野議員が以下のようなことを答弁をされてい
ます。

○衆議院議員(北側一雄君)

このCM規制が、立法時は、先生方御案内のと
おり、民放連が自主規制を約束したわけですが、
それをやらないというふうに言いましたので、
よつて枝野代表は、現行法、国民投票法の現行法
は欠陥法だということにならざるを得ない。した
がつて、現行法のまま、国民投票法は施行できな
いということになります。法が欠陥だと当時の立
法当事者の片方が言つているんですから、このま
までは国民投票法は使えません。法律の方を、當
時に書いてござりますとおり、「必要な法制上
の措置その他の措置を講ずる」というふうに記載
をしてござります。当然、法的規制なども含まれ
ると思いますけれども、法的規制に限らず、自主
的な規制をしていくといふことも検討をしていか
ねばならない。

いづれにしても、大事なことは、国民投票の公
平公正を確保するといふことだございまして、そ
のための一つの手段として法的規制もあるでしょ
う。

○衆議院議員(山花郁夫君)

国民投票法を制定するときに、特にサポートCMに關しては、自由な

国民投票運動と国民投票との公平公正のバランスについて、まず一つは、投票日前二週間前の禁止ということ等々挙がつたんですが、そのうち、今指摘があつたように、民放連の方が自主規制に関しては当事者の山田参考人から、自主規制はやりませんということではなくて、やります、やらなければいけないというふうに思つてますとの答弁がありました。

私も、衆議院側での答弁、話が違うではないかと思いまして、だからこそ、今回、一貫して法的な規制を再検討すべきであるということを主張してきたところでございます。

○小西洋之君 いや、山花提案者は聞いたことに答えていただきたいんですね。我らの代表のこれ陳述じやないです、よろしいですか、聞いたことと答えてくださいね。

枝野代表は、現行法のままでは国民投票法は、国民投票は施行できない、この国民投票法は使えません。よろしいですか、今私が言うことに答えてください。このままではこの国民投票法は使えませんと言つています。

この枝野代表の見解は、山花提案者も全く同じ見解だとということによろしいですか。それだけ答えてください。

○衆議院議員(山花郁夫君) これまで、私も政治的には難しいのではないかと申し上げてまいりました。ちょっととニュアンスのところがどこまでかと思います。

○小西洋之君 政治的にとおつしやられた。ちょっとと確認です。山花提案者は、野党の憲法審査会の筆頭幹事ですから、当然、枝野代表がこの日に、五月九日、令和元年、来る調整もなさっているわけですね。当然、枝野代表の陳述の中身も調整されている、承知しているはずなんですが、もう一度伺います。

この枝野代表の、このままではこの国民投票法は使えませんということの見解は、山花提案者においても何ら異存なく全くそのとおりだという理解

でよろしいでしょうか。

○衆議院議員(山花郁夫君) コマーシャルについでは、船田発議者にお伺いをさせていただきま

す。やっぱり憲法の議論は国民の命懸かっています。やつぱり民放連が害されて、担保されないと、私どもは、公正さが害されて、担保されないと思つておりますので、そういう意味で同一の見解だと思います。

○小西洋之君 明確な見解をありがとうございました。

では、船田発議者にお伺いをさせていただきま

すからね。真剣勝負でやらざるを得ませんから。船田発議者に伺います。

憲法審査会ですね、今年の四月二十二日で以下のようく陳述をされています。民放連が、CM規制、当初の約束に反してやらないというふうにしたわけですが、船田発議者はそれに対して、当時の民放連の自主規制というのを一つの条件、考え方というふうに受け止めていたと、そして、やらないといふことに驚いたという旨を述べられて、次おつしやっています。CM規制の在り方については、公党間で成案を得ていただきたいというふうにおつしやっています。

ここでおつしやつておられる成案というの、当然、法改正を含むところ)でよろしいでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) お答えいたします。

今、小西議員から指摘いただいたように、民放連の説明が過去におけるものと先日におけるものが違っていたという点については驚いたということはありますけれども、基本的に一緒だと思います。

○小西洋之君 政治的にとおつしやられた。ちょっとと確認です。山花提案者は、野党の憲法審査会の筆頭幹事ですから、当然、枝野代表がこの日に、五月九日、令和元年、来る調整もなさっているわけですね。当然、枝野代表の陳述の中身も調整されている、承知しているはずなんですが、もう一度伺います。

この枝野代表の、このままではこの国民投票法は使えませんということの見解は、山花提案者においても何ら異存なく全くそのとおりだという理解

思つてます。

それぞれの、枝野発議者、当時のですね、船田発議者の見解が違うというような今趣旨のことがありましたんですねが、船田発議者に重ねて今伺います。この四月二十二日の議論というのは、民放連が、今、船田発議者がおつしやつたソフトロード、自主規制をやらないと、そのことに対する

船田発議者も驚いたと、よつて公党間で成案を得たわけですね。だから船田発議者始め関係の先生方も皆さん驚かれてるわけだと思いますので、明思つてます。

船田発議者も驚いたと、よつて公党間で成案を得たわけですが、船田発議者に対するんですが、それは事実上、量的な規制を全くやらないということだったわけですね。だから船田発議者始め関係の先生方も皆さん驚かれてるわけだと思いますので、明思つてます。

それをするために、憲法の下の法律、法律でなければ絶対できないわけでございますので、船田発議者がここでおつしやつておられる公党間で成案を得ていただきたいと言つておられるわけだと思いますか

ら、CM規制は当然、言論報道の規制ですから、ロード、自主規制をやらないと、そのことに対する

それをするために、憲法の下の法律、法律でなければ絶対できないわけでございますので、船田発議者がここでおつしやつておられる公党間で成案を得ていただきたい、この成案というの法改正そのものを意味するということによろしいでしよう

か。

○衆議院議員(船田元君) 先ほども申し上げましたけれども、この問題につきましては、確かに報道の自由であるとか表現の自由であるとかそういうふたものを部分的に制約をする、あるいは規制をするということではありますけれども、しかし

同時に、このことについては、国民の皆様との様々なやり取り、あるいはその影響、そういうふたことをもござりますので、ここは法規制だけでやる

ということではなくて、先ほど申し上げたように、いわゆるその自主規制、あるいは、もう既に放送関係者の間で議論されておりませぬけれども、そういうふたものも更に強化するというよう

なことで対応することでのこのような事態を担保す

ます。そういうふたもののが内規というのござい

ます。

あるいは、広報協議会というのが発議後この国

会に置かれますけれども、広報協議会が監視機関として有効に活動するということも一つの方法であります。このように思いますので、幅広く検討したいと思つております。

○小西洋之君 いや、ですから、その民放連が検討してきたというその自主規制が、先ほどの枝野議員の質問のときだつたんですが、民放連の人が自分たちが考えてきたというのを衆議院の憲法審査会で発表されているんです。それは事実上、量的な規制を全くやらないということだったわけですね。だから船田発議者始め関係の先生方も皆さん驚かれてるわけだと思いますので、明思つてます。

それで、枝野発議者、当時のですね、船田発議者も驚いたと、よつて公党間で成案を得たわけですね。だから船田発議者始め関係の先生方も皆さん驚かれてるわけだと思いますので、明思つてます。

それで、枝野発議者も驚いたと、よつて公党間で成案を得たわけですが、船田発議者に対するんですが、それは事実上、量的な規制を全くやらないということだったわけですね。だから船田発議者始め関係の先生方も皆さん驚かれてるわけだと思いますので、明思つてます。

それで、枝野発議者も驚いたと、よつて公党間で成案を得たわけですね。だから船田発議者始め関係の先生方も皆さん驚かれてるわけだと思いますので、明思つてます。

外国政府に寄附をしやいけないとか、そんなのはやっぱり当然の法律事項だと思います。

それから、CM規制についてなんですが、もちろん表現の自由、報道の自由との関わりが出てきます。だからそれを、その例外というかを定める以上は当然法律事項じやなきやいけないと思いますし、もう一つ、量の問題と同時に放送法四条の話があるんですね。国民投票法の百四条の中で、放送法四条一項を引いているんですよ。だから、政治的な中立性、公平性を求められているんですね。国民投票運動においても、要するに、贊否同じ時間で放送しなさいという義務が課されているわけです。

これ、私、二年前、三年前か、民放連が来たときに衆議院の憲法審査会で質問したんですね。民放連も認めていますよ。だから、その例外をつくらなければ、これも当然、法律事項じやなきやいけないと私は思います。間違いなくやるんであれば、自主規制じやないんであれば、法律事項であることは間違いないと思ってます。

○小西洋之君 奥野提案者、重ねて確認なんですが、法律事項であれば法改正が必要というふうに今おつしやっていたいたんですけれども、現状に鑑みて、CM規制、ネットも含めてのCM規制、また資金の、外国資本を含めての資金の規制というのやる必要があるでなければいけない、ないと、そういうお考へでしようか。

○衆議院議員奥野総一郎君 当然そうでありまして、憲法からの要請でありますから、きちんと公平公正が担保できるように法律で定めるべき事項だと発案者として考えております。

○小西洋之君 五月二十六日のこの審査会で、まさに奥野提案者は、この附則の公平公正というのは、先ほど北側発議者が答弁いただきました、まさに国民主権の要請である、憲法上の要請であると、そのように明確に答弁いただいているところです。

中谷発議者にお伺いしますが、よろしいです

か。現状に鑑みて、現状に鑑みて、CM規制、CM規制を法改正でやらなければ国民投票法は発議はできないと、CM規制を法改正でやらなければ国民投票法は発議できない、あるいは発議すべきではないと、そのようにお考へでしようか。

○衆議院議員(中谷元君) 以前の議論では、国民投票の運動期間中は放送CMについては民放連が量的平等に関して自主規制を行うということが前提でありました。しかし、最近になって民放連は量的な自主規制はやらないとして制定当時の見解を覆した結果、国民投票運動の自由と公正公平のバランスは崩れてしまったと思います。

また、制定後十年を経まして、インターネット広告の激増、ビッグデータとAIなど、インターネットを取り巻く環境が大きく変化した関係で、自由と公正公平のバランスを考えるに当たって考慮しなければならない様々な新しい要素が発生しております。

そのため、法制定時の基本的な考えに立ち返つて、自由と公正公平、このバランスを回復するため、これららの論点を検討しまして所要の措置を講じることが必要であると、私としては個人的に法改正が必要ではないかと考えているところでございます。

そして、現時点におきまして、この問題につきましてはこれから検討するわけでござりますので、現段階におきましては法改正が必要とも不要とも確定的には申し上げられませんけれども、まさしく附則四条二号の検討条項に基づいて、これからどのような規制が必要なのか、また適当のか、政党間で真摯な議論を踏まえた上で幅広い合意を形成する必要があると考えているところであります。

○小西洋之君 個人的には法改正が必要であるといふうに明確におつしやつていただいて、非常に重い答弁であるというふうに思います。

先ほど、石井先生の御質問で、この附則でCM規制等を検討している間で憲法論議や発議はでき

るのかという議論がありましたが、これは前回自由討論の場で申し上げたように、もうこれは終わった議論です、終わった議論。

法律の、この二ページですね、配付資料の二ページを御覧いただきたいと思うんですけども、平成二十六年に、中川先生が筆頭幹事で、自民、公明も賛成の下に成立した我が参議院憲法審査会の誇るべき附帯決議でござります。第四項を御覧いただけますでしょうか。法令解釈について考え方を書いているんですね。憲法を始めとする

法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨などに即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものは全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものということでございま

す。

五月二十六日の奥野提案者、条文を書いた方で申し上げた規定の文言や趣旨、立案者の意図、立案の背景などについて具体的な一つ一つの当てはめをですね、例えば先ほどの話ですね、立法時に背景などですね。そして、奥野提案者自ら、法改正が必要であるということで国民民主党として法改正案を提出をなさっていました。そうしたことによつて条文の解釈は確定するわけでございましたが、この解釈は確定するわけでございましたので、先ほど中谷発議者、北側発議者がおつしやつていた、この条文に発議してはいけないという言及がないからというのは、これ解釈じやないんですね。それは願いというものであつて、論理的な解釈ではないわけでござります。

では、中谷発議者に伺わさせていただきます

が、この法令解釈のルールに基づいて、中谷発議者の、なぜ発議が、CM規制の議論をしながらこの附則の下で発議が可能になるのか、中谷発議者の考え方を論理的にこの法令解釈のルールに当ては御理解いただきたいと思います。

○小西洋之君 そんな衆議院法制局が作った政府答弁みたいなものは結構なんんですけど、今伺いましたけれども、規定の文言、趣旨など立案者の意図や立案の背景、議論の積み重ね、全体の整合性の当てはめは残念ながらなったというふうに理解をさせていただきます。

ほかの発議者の方に御質問させていただいても

ほんの発議者の方に御質問させていただいても

いいんですけれども、なので、政策論的に中谷発

議者も法改正が必要だというふうに、個人として

は必要だというふうにおつしやつてているわけです

た方で、まさにこの質問を私も委員会でさせていただいたことがありますので、法令解釈のルールは御存じのはずですので、規定の文言、趣旨、立案者の意図や立案の背景、議論の積み重ね、全体の整合性、そして論理的になぜ発議できるというふうな結論になるのか、中谷発議者の考え方をお願いいたします。

○衆議院議員(中谷元君) その点につきましては、一般論としまして、この文言のみならず、立法の趣旨、意図、背景など社会情勢等を考慮して、目的論的な解釈をすること、また全体の整合性を保つことも留意して確定すべきことは小西議員の御指摘のとおりでござります。

それを踏まえた上でこの検討条項を読むと、衆議院における議論を踏まえて、国民投票の外形と質のそれぞれの分野において検討に値する事項を示したるものであります。憲法本体の論議また憲法改正の発議に関する言及も一切ないというところから、この論議も、発議もですね、可能であると整理はできます。

また、この解釈は、検討条項には立法権者である国会の意思としての検討を義務付ける意味があるものの、法律を取り巻く状況を踏まえて必要な措置を講じることは当然の責務であります。特段の法律効果を持つというものではなくて入念に設けられるもの、これは「ワーケブック法制執務」の解釈の積み重ねによるものであるということを御理解いただきたいと思います。

○小西洋之君 そんな衆議院法制局が作った政府

答弁みたいなものは結構なんんですけど、今伺

ましたけれども、規定の文言、趣旨など立案者の意

図や立案の背景、議論の積み重ね、全体の整合性

の当てはめは残念ながらなったというふうに理

解をさせていただきます。

ほかの発議者の方に御質問させていただいても

いいんですけれども、なので、政策論的に中谷発

議者も法改正が必要だというふうに、個人として

は必要だというふうにおつしやつてているわけです

格、私はないと思うんですね。

から、個人としても、当然CM規制の法改正がなければ発議するべきではないと、そういう理解でよろしいでしょうか。簡潔にお願いいたします。

○衆議院議員(中谷元君) 先ほども申し上げましたけれども、必要であるという考え方と必要でないという考え方、両方ございます。この時点につきましては不要とも確定的には申し上げられませんので、これは附則の四条二項に基づきまして、今後政党間で真摯な議論が必要だというふうに思っています。

○小西洋之君 ちょっと、私も十一年間国会議員をやせていただいて、解説が、奥野提案者の解釈以外にあり得ないので、もう決着しているんですが、発議者によって解説が異なる条文を審議するというのは国会議員十一年間やつて初めてなんですね。中谷発議者はこうおっしゃっているんですね。近代立憲主義とは、権力の分立によつて、また、基本的人権を保障すると。

立憲主義というのは、権力を制限することによつて人権を保障する、これが近代立憲主義の考え方なんですね。現に、その下の、公明党的齊藤先生ですね、正しい立憲主義の考え方を述べいらっしゃいます。そして、この配付資料の二ページですね。先ほどの我らが附帯決議でございますけれども、第一項にやはり立憲主義の正しい考え方を書いております。

中谷発議者に伺いますが、権力を分立する、衆議院法制局、衆議院法務局、ちょっととやめて、衆議院法制局。ちょっととこういう言い方私もしたくないんですが、国会議員で法務局の補佐を得ないと議論できないんだつたら、憲法議論やめてしまふよ。憲法しか国民守るものないんですよ。憲法の下で正しい国会、正しい内閣を守るために憲法があるんだから、憲法の議論するんだつたら、国會議員同士本気でやりましよう。

中谷発議者、よろしいですか。

権力を分立するというのは、立憲主義の定義として正しいですか。

○衆議院議員(中谷元君) 自分の考え方を申し上げていますけれども、近代の立憲主義というのによつて、また、基本的人権を保障するという、この近代憲法の根本となる考え方であります。この考え方には、今も自民党そのものであります。この考え方では、自民党をして中谷発議者も変わらないでしようか。

○衆議院議員(中谷元君) この見解は今も変わっていません。

○小西洋之君 問題はですね、あつ、済みませ

ん、失礼しました。四ページでございました。先生方、済みませんでした。四ページの真ん中で

この中谷発議者と自民党的立憲主義の考え方ですね。中谷発議者はこうおっしゃっているんですね。近代立憲主義とは、権力の分立によつて、また、基本的人権を保障すると。

立憲主義というのは、権力を制限することによつて人権を保障する、これが近代立憲主義の考え方なんですね。現に、その下の、公明党的齊藤先生ですね、正しい立憲主義の考え方を述べいらっしゃいます。そして、この配付資料の二ページですね。先ほどの我らが附帯決議でございますけれども、第一項にやはり立憲主義の正しい考え方を書いております。

中谷発議者に伺いますが、権力を分立する、衆議院法制局、衆議院法務局、ちょっととやめて、衆議院法制局。ちょっととこういう言い方私もしたくないんですが、国会議員で法務局の補佐を得ないと議論できないんだつたら、憲法議論やめてしまふよ。憲法しか国民守るものないんですよ。憲法の下で正しい国会、正しい内閣を守るために憲法があるんだから、憲法の議論するんだつたら、国會議員同士本気でやりましよう。

中谷発議者、よろしいですか。

権力を分立するというのは、立憲主義の定義として正しいですか。

○衆議院議員(中谷元君) 自分の考え方を申し上げていますけれども、近代の立憲主義といふのは、権力の分立によって、また、基本的人権を保

障するという、この近代憲法の根本となる考え方であります。これは自民党も全面的に肯定するところを書いていくという意味では、三権分立も同様の趣旨を持つていて、このふうに理解をしておりります。

○小西洋之君 憲法というのは、国民の、主権者は、権力の分立によって、また、基本的人権を保

障するという、この近代憲法の根本となる考え方であります。これは自民党も全面的に肯定するところを書いていくという意味では、三権分立も同様の趣旨を持つていて、このふうに理解をしておりります。

○衆議院議員(中谷元君) 自分の考え方を申し上げていますけれども、近代の立憲主義といふのは、権力の分立によって、また、基本的人権を保

障するという、この近代憲法の根本となる考え方であります。これは自民党も全面的に肯定するところを書いていくという意味では、三権分立も同様の趣旨を持つていて、このふうに理解をしておりります。

○衆議院議員(中谷元君) 自分の考え方を申し上げていますけれども、近代の立憲主義といふのは、権力の分立によって、また、基本的人権を保

障するという、この近代憲法の根本となる考え方であります。これは自民党も全面的に肯定するところを書いていくという意味では、三権分立も同様の趣旨を持つていて、このふうに理解をしておりります。

○小西洋之君 ですから、ここ、会派の代表意見とおっしゃっているんですけど、間違っているんじゃないんですね。国民党から見たら、権力同士を制約すると、これって立憲主義の本質じやないわけでございますけれども。

委員長にお願いなんですが、これ、四月二十八日に採択いただいた本審査会の幹事会協議事項に

ですが、近代立憲主義とは権力を制限することを書いて正しいんですけれども、この権力の分立

という考え方を撤回されますか。

○小西洋之君 問題はですね、あつ、済みませ

○衆議院議員(中谷元君) 分立と制限というのは同じということでございます。

○小西洋之君 いや、笑つていらっしゃる方は、公明党的北側発議者、下に公明党的齊藤先生が、公明党的会派代表意見、これ正直いっては、国家権力の行使の在り方を定めと書いていますが。

権力の、立憲主義をめぐる考え方の中で、権力の分立という考え方と権力の制限、これ同じに考えてよろしいんでしょうか。自民党的、自民党的の立憲主義の定義は、公明党から見ても正しいとお考えですか。

権力の、立憲主義をめぐる考え方の中、権力の分立という考え方と権力の制限、これ同じに考

えます。公明党的北側発議者、下に公明党的齊藤先生が、公明党的会派代表意見、これ正直いっては、国家権力の行使の在り方を定めと書いていますが。

○会長(林芳正君) ただいまの件につきましては、後刻幹事会において協議をいたします。

○小西洋之君 いや、笑つていらっしゃる方は、公明党的北側発議者、下に公明党的齊藤先生が、公明党的会派代表意見、これ正直いっては、国家権力の行使の在り方を定めと書いていますが。

○会長(林芳正君) ただいまの件につきましては、後刻幹事会において協議をいたします。

○小西洋之君 済みません、奥野提案者に、では伺いますが、配付資料の五ページのも、配付資料の五ページ。

我が参議院の憲法審査会は、この憲法審査会の在り方として、国会法に基づく憲法問題の調査、これを実はしつかりやつてきているところでございます。憲法問題の調査といえば、当然、憲法違反の問題であります。奥野提案者、今、国会法の条文を探してくださいます。国会法の条文を探してくださつてあるんだと思いますけれども、申し訳ございません、四ページの上の方に国会法の条文書かせていただいているんですけども、四ページの上。先ほどの憲法審査会の幹事会協議事項は五ページでございます。

四ページの上、国会法百二条の六ですね、日本国憲法及び密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行う。我が参議院の憲法審査会はこの規定に基づき、また国会議員の憲法尊重擁護義務に基づき、五ページにありますような集団的自衛権の容認を始めとする様々な憲法違反問題について審査会でしつかりと議論しようじやないかと。内閣法制局長官や官僚が来るんじやなくて、国会議員同士でちゃんと本物の正しい合憲の憲法が議論しようじやないかということをやつています。

○衆議院議員(奥野総一郎君) 国会法にあるように、何も憲法の発議だけが仕事ではなくて、きちんと日本国憲法に関連する基本法制について調査をするということですから、先ほど来おっしゃつておられるような基本的な理念の確認とか、基本的人権を侵しちゃいけないとか、改憲の制限があるとか、そういった部分、あるいは権力分立の在り方とかについてもきちんと共通認識を持つた上で、様々な議論をまず前提としてやるべきだと思います。

○小西洋之君 本当に明確な答弁をありがとうございました。

ちよつと時間が迫られておりますので、私は採決してはいけないと思うんですが、この法案。ただ、しようがないので、法案の中身についても質問をさせていただきますが、逢沢発議者に、逢沢発議者、よろしいでしようか、お願ひしている大きな二番の問い合わせの三番でございます。

この繰延べ投票の告示期限を改正によって五日から二日に公選法並びで短縮しているんです。そのことによって逢沢発議者は、衆議院では、場合によつてはウイークデー、平日に繰延べの国民投票をするもあり得るというふうにおつしやられています。

私は、やっぱり一番大切なのは、國民主権に対して一番大切なのは、国民の投票条件の平等でございます。ほとんどの国民は日曜日に投票したと、しかし、ある地域に台風が来たので繰り延べたと。ところが、そこが平日だと、日曜日に投票した国民と平日に投票した国民、全く投票条件が平等にはなりませんので、この平日に投票するということはまず絶対あり得ない、してはいけないということでおろしいでしようか。

○衆議院議員(逢沢一郎君) 繰延べ投票でございますけれども、様々なことが国民投票、投票期日に起るといふこともリスクとしてあり得るわけであります。一般的には災害というものが想定されるわけでありますけれども、非常に大きな災害に見舞われたとすれば、相当期間選舉期日をずらすということが当然誰が考えても必要となつてくる。適切に当地の選管が判断をするということにならうかと思います。

ただ、軽微な災害等でございますと、それはたまたまその日曜日に投票ができなかつた、しかし、全体を判断をして、そうですね、その地域の経済事情、あるいは地域の住民の皆様の移動のあ

るいは活動の状況全体を判断をして、最終的に最善をはかる構成になつてゐるというこそを是非御理解をいただきたいと思います。

○小西洋之君 今おつしやつた、複数の場所で通じて開ける。それによつて、全体としてその地域内の期日前投票所の開設時間が短くなることが起

○小西洋之君 いや、それはやつぱり、恐縮ですがおかしいと思うんですね。選管が一人一人の国民の生活の事情を分かるわけないですから、みんなが平日が日曜日と同じように条件が、投票条件が平等なんことはあり得ないわけですね。で、やはり欠陥法だと思います。これは、公選法の規定を全く違う制度である憲法改正の国民投票に平行に持つてきました。

もう一つ問題があるんですね。期日前投票制度ですけれども、今まで朝から夜まで決まつた時間ずっと開いている期日前投票所があるんですね。それでも、それがなくなつてしまふんですけれども、それがなくつてしまふんですけれども、それをなくしてしまうというのは国民の投票権について非常に大きな問題をもたらすことになるんではないでしょうか。簡潔にお願いいたします。

○衆議院議員(逢沢一郎君) これも、当地の選管が最も有権者、地域住民の方々の投票環境を良い方向に確保するという観点で判断をいたしかねばよろしいかというふうに思います。例えば、市町

村の選管が必要と判断をしますと、市役所でありますとか、定められた、設置をされた一つの期日前投票所を通じて開けておくといふことも可能でございます。

それぞれの選管の適切な判断を信頼をしてお任せをする、そのような構成になつてゐるというこ

とを是れ御理解をいただきたいと思います。

○小西洋之君 今おつしやつた、複数の場所で通じて開ける。それによつて、全体としてその地域内の期日前投票所の開設時間が短くなることが起

こり得る、これ衆議院で答弁されてゐるんですね。私はこの問題を解決するために附帯決議のお

○小西洋之君 いや、それはやつぱり、恐縮ですがおかしいと思うんですね。選管が一人一人の国民の生活の事情を分かるわけないですから、みんなが平日が日曜日と同じように条件が、投票条件が平等なんことはあり得ないわけですね。で、やはり欠陥法だと思います。これは、公選法の規定を全く違う制度である憲法改正の国民投票に平行に持つてきました。

もう一つ問題があるんですね。期日前投票制度

ですけれども、今まで朝から夜まで決まつた時

間ずっと開いている期日前投票所があるんですね。

それでも、それがなくつてしまふんです

で、やはり欠陥法だと思います。

ありがとうございました。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

私の方から、まず、総務省選舉部長の方に少しこの問題をさせていただきたいと思います。

今回のこの国民投票法改正案におきましては、在外選挙人登録期間の柔軟化を規定をしておりま

す。端的に言えば、公選法改正に伴いまして平成

三十年六月一日より創設をされました在外選挙人登録への出国時申請制度。これを国民投票においても実現をしようとするものでございます。

しかししながら、一昨年行われました令和元年の参議院通常選挙におきまして、この在外選挙人登録、登録率がおよそ七%、投票率は二一%程度ということで、なかなかこれ十分に権利行使をされないよう見受けられるわけでございます。

これ、やっぱり海外に出られる方ですね、いろ

いろこれ御事情があつて登録も低いのかなという

ふうに思いますが、この出国時の申請制度に限つて言えば、私自身は、自治体の窓口に転出届出すときには在外選挙人登録もセットで基本的に自動

的にできるような、そんな在り方も考えてはどう

だろうということを思うわけであります。

これ、やつぱり海外に出られる方ですね、いろ

いろこれ御事情があつて登録も低いのかなとい

うふうに思いますが、この出国時の申請制度に限つて言えば、私自身は、自治体の窓口に転出届出す

ときには在外選挙人登録もセットで基本的に自動

的にできるような、そんな在り方も考えてはどう

だろうということを思うわけであります。

改めて、この在外選挙人登録、また在外投票が進

まない理由についてどのような御見解をお持ち

か、確認させていただきたいと思います。

○政府参考人(森源一君) お答え申し上げます。

外務省の海外在留邦人登録統計によれば、

十八歳以上の海外在留邦人は平成二十九年十月一

日現在で約百八万、一方、在外選挙人登録登録者

数は令和二年九月登録日現在で約九万七千人にと

どまつてゐるといふことになります。

この名簿登録申請につきましては、今ほど御指

摘いただきましたとおり、平成三十年六月より出

国時申請が可能となりまして、近年でございますと、在外公館申請が約六千件から九千件に対しまして、出国時申請は約二千件から三千件出てくるようになってきております。

委員の御指摘の点も含めまして、在外選挙における実態把握の観点から、総務省として、外務省に協力を得まして、令和元年度に在留邦人を対象に在外選挙制度に関するアンケート調査を実施をいたしました。その結果といいたしまして、在外選挙人証を取得していない、すなわち在外選挙人名簿を登録していない主な理由として、申請が面倒だとか、申請方法を知らない、制度を知らないなどが挙げられておりますし、また、名簿登録者のうち令和元年度の参院選において投票したと回答した方、これ、名簿登録者の中でもございますので高うござりますけれども、投票したと回答された方が五七・三%、投票しなかったと回答された方が四二・七%でございますが、その投票しなかつた主な理由として、多忙等で投票を忘れた、投票が面倒、選挙に関心がない、投票したい候補者等がいないなどが挙げられたところでございます。

そもそも名簿登録の申請方法や制度を知らないといった方につきましては、国内サイドの取組として、総務省において、出国時申請制度を含む在外選挙制度について説明したりーフレットを作成いたしまして、また、各市町村のホームページへの掲載や在基部局の窓口への設置などをお願いしております。

また、出国時申請の円滑化のため、例えば住民基本台帳部局の職員と運管事務局の職員を併任させて、国外転出届出と併せて出国時申請書の受領を可能にするといった工夫などの助言も行っているところでございます。

また、在外における取組でございますが、在留邦人に名簿登録申請を促すため、外務省において、大使館のホームページにおける制度周知などをメールマガジンの配信、あるいは日系団体等を訪問しての説明会の実施などの取組を実施いただいておりますし、また、国政選挙の際には投票に

関して各種媒体による周知を図つていただいているところでございます。

引き続き、在外選挙人の負担軽減のために、関係省庁と連携を図つて取り組んでまいりたいと存じます。

○平木大作君

新しい制度になつてからまだ国政選挙一回しかやつていませんので、まあ新制度の下で徐々に登録される方も増えてくるというところは見込めるんじやないかと今お伺いをして思いましたが、一方で、やはりこれ相当な、今いろんな声は御紹介いただきましたけど、ハードルが高いんだろうと思っています。

私も、今から十四年前、二〇〇七年の参議院通常選挙は在外投票、経験をいたしました。当時住んでいましたスペインのバルセロナの領事館でやろうと最初思つていて、そこであればまあ行きやすいし、いいかなと思つていてたんですけど、いろんな条件重なつて、結果的に選挙のときは中米コスタリカのど田舎にホームステイをしておりまして、行くべきか行かないべきか、ちょっと迷つたという経験がございます。

結果、なかなかできない経験だからと思いまして、路線バスを乗り継いで首都のサンホセまで何とかたどり着きました、大使館の住所とツーリストマップ一枚しかなかつたんですけれども、人には道を聞きながらどうにかサンホセの大使館にたどり着いて投票ができました。行つたときに、ドアを開けたら日本の投票所と同じ光景が大使館の中に広がつていて、大変感動して、ただ、いらっしゃる方、誰も私以外いなくて、これ、どのくらいの人、一日来るんですねとか、日本に本当に届くんですかというような失礼な質問をして帰つてきた記憶があるんですが。

やはりこれ、一つの国の中で一か所とか、せいぜい数か所しか在外公館つてないわけですから、やはり相当海外に出られている皆さんにとって今まで投票に行くということのハードルは高いんだろうというふうに思つております。今は郵便投票も選択できるようになりますけれども、それ

も事前に投票用紙を郵便で取り寄せたりとか、そんな様な手続があるということで、私自身は、やはり投票環境、アクセスの悪さということが何よりも一番の障壁なんだろうというふうに思つてあります。

もう今御答弁まとめていただきましたので、在外公館職員の方が日系企業のオフィスにいろいろ回つて歩いて投票呼びかけてくださつているところは見込めるんじやないかと今お伺いをして思つています。

そこで、発議者の皆さんにお伺いをしていただきたいと思うんですが、この投票環境の向上という観点から、本法案、改正公職選挙法並びに規定が盛り込まれた、先ほども答弁があつたとおりである

わけですが、この当該公選法の改正といつのは平成二十八年九月に発出をされました総務省の投票環境の向上方策に関する研究会の報告書を受けてのものでございます。

この報告書、三つの柱がありまして、一つ目が在外選挙人名簿登録の利便性向上、二つ目が選挙人名簿の閲覧制度の改正、そして三つ目がICTを活用した投票環境の向上と、こういうこの三つの柱があつて、結果的に前述した二つについては盛り込まれたわけであります。三つ目は引き続きの検討といふうことになっています。いわゆるこのネット投票といふことについて、この報告書の中でも、在外公館投票ですかあるいは洋上投票、こういったところから段階的に導入していくことについて、もういいんじやないかという意見も付されているわけであります。

○衆議院議員井上一徳君

御指摘のとおり、総務省の投票環境の向上方策に関する研究会報告におきまして、在外投票に係るインターネット投票のとおりのように、いつでもどこでも投票ができる、それから投票率の向上が期待できる、投票事務に係るコストの低減が期待できるといった、飛躍的な利便性の向上等の効果が見込めるることは確かだというふうに思います。

他方で、この総務省の報告にも言及がされておりますけれども、選挙の公正と信頼を確保する上で、サイバー攻撃を始めとしたシステムのセキュリティ対策、それから確実な本人確認と投票の秘密の保持、一斉アクセス時の安定稼働、成り済

国民の皆さんに御参加をいただきなければいけないこの国民投票において、実際のこれ投票率つて、先ほど私も二〇%程度というふうに御紹介申し上げましたが、在留邦人の数で投票者数を割ると一・五%ぐらいなんですね。

本当にそういう意味でいくと、限られた方しか実は投票のアクセス環境がないという中につつて、このネット投票、全国一斉の導入といつのはやつぱり難しくても、報告書にあるような段階的な投票といふものを在外公館とか洋上投票からころ、ここを真剣に取り組む必要があるんだ

うるうと思つていて。これは別に公職選挙法並びにすることとが合理的といふ結論に必ずしもならないんじや

ないかななどということを改めて指摘をさせていただきたいと思いますし、副次的な効果として、ある意味これから日本にとって初めての国民投票において、同じく初めてのネット投票がもし実現されるとならば、それは若い世代の皆さんも含めて大変これは関心が高まるんだろうというふうに思つております。

改めて、通常の国政選挙に先んじて国民投票でネット投票を導入するという考え方もあつたんじゃないかと思うんですが、御所見をいただきたいと思います。

○衆議院議員井上一徳君

御指摘のとおり、総務省の投票環境の向上方策に関する研究会報告にあつたということは承知しております。

インターネット投票を導入すれば、委員御指摘のとおりのように、いつでもどこでも投票ができる、それから投票率の向上が期待できる、投票事務に係るコストの低減が期待できるといった、飛躍的な利便性の向上等の効果が見込めるることは確かだというふうに思います。

他方で、この総務省の報告にも言及がされておりますけれども、選挙の公正と信頼を確保する上で、サイバー攻撃を始めとしたシステムのセキュリティ対策、それから確実な本人確認と投票の秘密の保持、一斉アクセス時の安定稼働、成り済

ましによる詐偽投票や投票干渉の防止といった課題も挙げられているというふうに承知をしております。

国民投票であるか選挙であるか問わず、これらメリットと課題の双方を考慮した上で、しっかりと検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

○平木大作君 なかなか固い答弁になってしまいましたが、ちょっとと時間の関係もありますので、続けたいと思います。

もう一つ、私たちと問題意識を持つておりますのが国民投票運動でございます。

通常の選挙運動とはそもそも全く異なるものであります。このことが世間に今のところ認知をされていないなどという問題意識を持っておりまします。例えばですけれども、一般的の公務員の方も基本的にこれは運動に参加できる、外国人の方も意見表明できる、あるいは通常の選挙ですと禁止をされている戸別訪問、こういったこともできる。こういうことが、そもそも認識として国民の皆さんにはまだないわけであります。

広く国民の参加する運動を通じて、日本の民主主義を深化させるという意味でも、また、終わつた後、投票結果に疑惑を生じさせないためにも、この国民投票運動つてそもそもこういうものだという共通認識をやはり一人でも多くの皆さんに持つていただき、これが何より私大事なんだろうというふうに思っております。

これ、いろんなこれまで国民投票運動つてどうあるべきかという議論がなされておりまして、私自身も基本は三つ大事な点があると思っています。一つは、公正中立で分かりやすく、十分な量の情報が提供されるということ。もう一つ、多くの国民が意見表明し、議論を通じて考えを深められる機会が持てる。そして三つ目に、熟慮の末に納得感を持つて選択できる静ひつな環境が用意できる。この三つは少なくとも満たさなければいけないんだろうというふうに思つております。当然これ、最終的な投票の判断に大きな影響を

与えるCM規制、これが重要なことは論をまたないわけですが、一方で、より大きな観点から、この国民投票運動の在り方、あるべき国民投票運動とはどのようなものかということについて、是非御見解を御披露いただけたらと思つております。

○衆議院議員(井上一徳君) 今委員が挙げられた三つの点、私も全く大事な点だというふうに思いますので、賛同しております。

国民投票運動は、主権者である国民が直接的に国家の基本的な在り方に関する選択の意思表明をするものでありますから、憲法改正案について適切な情報提供を受けた上で、国民一人一人が萎縮することなく自由闊達な意見を聞かせることが大事だというふうに思つております。このため、国民投票運動は、選挙運動が多く規制を伴うのは異なつて、原則として自由にされているところであります。

また、国民投票法では、国民に対しても周知広報を行うこととされ、具体的には、国会で憲法改正の発議がなされた際に設置される国民投票広報協議会が憲法改正案について国民に正確で平らな情報の提供に努めるとともに、テレビ、新聞、ホームページなどを活用して憲法改正案に関する周知広報に努めることとされているところでございます。

以上です。

○平木大作君 これは是非、国会の中での議論と併せて、この国民の皆様にそもそもどういう運動になるのかということ、お知らせをいただきたいというふうに思つていますし、我々もこれはしっかり発信をしていかなければいけないんだろうと思っています。

どうしても、国民投票、我々の認識でいくと、例えは最近行われたあのイギリスのEU離脱の国民投票とか、何か終わった後に、あの情報は偽物ができる。この三つは少なくとも満たさなければいけないんだろうというふうに思つております。その意味で、

国民の皆さんに共通の理解の下でやはり運動に参加していくだけ、その環境を整えていくことが必要がある場合に参議院の緊急集会が開けるかとてあります。

一点、ちょっと議論を変えまして、憲法改正の主要な論点として、緊急事態条項の創設ということがよく取り上げられております。

我々参議院にとってやはりこの緊急事態とどう関連するのが参議院の緊急集会を定めた憲法五十四条でありますので、この点、当院でもしっかりと議論していかなければいけないなと思っております。

これまでの御見解を確かめたいんですが、そのとがよく取り上げられております。

我々参議院にとってやはりこの緊急事態とどう関連するのが参議院の緊急集会を定めた憲法五十四条でありますので、この点、当院でもしっかりと議論していかなければいけないなと思っております。

ただ、だからといって、緊急事態条項が要らぬことなく自由闊達な意見を聞かせることが大変だというふうに思つております。このため、国民投票運動は、選挙運動が多く規制を伴うのは異なつて、原則として自由にされているところであります。

また、国民投票法では、国民に対して丁寧に周知広報を行うこととされ、具体的には、国会で憲法改正の発議がなされた際に設置される国民投票広報協議会が憲法改正案について国民に正確で平らな情報の提供に努めるとともに、テレビ、新聞、ホームページなどを活用して憲法改正案に関する周知広報に努めることとされているところでございます。

これが実際に通説でありますし、運用上もそう解釈されていますが、ただ、最近の憲法改定であります。これが実際に通説でありますと、この衆議院が解散をされていること、もう一つが件つが衆議院が解散をされていること、もう一つが法五十四条でありますので、この点、当院でもしっかりと議論していかなければいけないなと思っております。

これまでの御見解を確かめたいんですが、そのとがよく取り上げられております。

ただ、だからといって、緊急事態条項が要らぬことなく自由闊達な意見を聞かせることが大変だというふうに思つております。この点、当院でもしっかりと議論していかなければいけないなと思っております。

ただ、だからといって、緊急事態条項が要らぬことなく自由闊達な意見を聞かせ paramString

だ行われていない、かつ、その見直しもしないCM規制について、その見直し規定を今置くことにはれほとこの意味があるのか、また効果があるのかと。このことについて最後にお伺いして、終わりたいと思います。

○衆議院議員(北側一雄君) 我々、法律を作るときに、よく検討条項というのを附則に入れます。それには二種類あるんだろうと思うんですね。一つは、一般成立しました少年法改正、これにも検討条項が入っておりました。この検討条項の中に、施行後の少年法の改正少年法の運用状況、また民法そのものが変わっていますから、民法の施行状況等々というふうに、そういう状況を勘案してというふうに書いている文言もあれば、そうでないものもござります。こういう法律の施行状況等を勘案してという場合と、さらには、法案審査の中で積み残された課題について検討を加えて必要な措置を講ずると、こういう二つあるんだろうと思うんですね。

で、今回の附則四条については後者の、憲法本

体論議を進めるに当たつても、今日議論が出ておりますとおり、CM規制というのは非常に大事な論点でございまして、これを取り残さないでしっかり議論していこうと云うことでございまして、できるだけこのCM規制等の議論については加速して議論をして、一定の結論を政党間で得れるようにしてまいりたいと思っております。

○平木大作君 時間参りましたので、終わります。

ありがとうございました。

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文です。

私も、この附則四条の効果というか解釈について伺いたいと思います。

前回の質疑でも、私は、この原案の修正部分である附則第四条は、施行後三年をめどにCM規制や外国人寄附規制などについての必要な措置を求めるものであるが、この措置が譲ぜられるまでに国会は憲法の改正原案の審議と改正の発議を行なうことができるかどうかということを、発議者を

にも提案者にも質問をいたしました。また、改めてほかの議員の皆さんからの答弁も含めて議事録を確認いたしました。ただ、どうしても理解できないのは、修正案提案者の間でやつぱり見解の違いがあるようなんですね。

まず、奥野議員の解釈であります。憲法本体の議論は法律上妨げられない、妨げないが、政治的に優先されないとおっしゃっていますね。という一方で、改正原案の発議は法律上できないと

はつきりおっしゃっているんです。

さあ、これに対して、山花議員の解釈であります。私の質問に対して、法律上は共通の認識を持つているが、政治的には難しいとして、これ他の委員からの質問にはこう答えていたんですね。憲法本体の議論は直ちに発議という話にもなるわけではないので、CM規制等との同時並行の議論はあり得るというふうに答えています。ちょっと今日は議論あります。少し何かトーンダウンしているんじゃないかなと私心配しているんですけどね。

さあ、そこで、山花議員、これ分かりやすく、今日は傍聴の方もいます、分かりやすく、イエス、ノーやらいで答えていただきたいんですが、附則第四条により、憲法本体の議論と改正原案の発議を行なうことは法律上妨げられるのか否か、イエス、ノーでお答えください。

○衆議院議員(山花郁夫君) イエス、ノーでということでございますが、恐縮ですが、先ほども答弁したとおりでござります。憲法本体の論議あるいは憲法改正の発議については、条文上、法律上といふ言い方していまますけれども、可能であることについては、可能であることについては、先ほど中谷発議者、北側発議者から御答弁ありましたけれども、共通の認識であるということです。その先の部分については、まさにこれから、運営に關することはありますけれども、そこには異論はないということでお答え申し上げました。

その部分については、まさにこれから、運営に關することですので、議論とか発議とかといふのが私は筋だと思っていて、別に言つていいことは同じなんですよ。山花さんもすぐ発議しようと

野党円満な協議の中で進められていくべきものだと考えています。

○松沢成文君 はつきりいたしました。法律上でできるとはつきり言いましたが、それではできません。奥野議員、山花議員は法律上改正の発議までできるとはつきりしゃべっていますね。(発言する者あり)

○会長(林芳正君) 指名を待つて御発言ください。

○衆議院議員(奥野総一郎君) 会長、済みません。

発言の機会をありがとうございます。

まず、議論ができる、並行して議論ができるこ

とは間違いないと思います。議論まで封ざるもの

ではないと思います。

条文上は何も書いていないということをもつて

みれば、皆さん、法制上と言つてるのは、条文

上書いていませんねというのを言つてあると思

うんですが、じゃ、果たして解釈としてどうな

かという話が出てくるわけですね。

私は、法律解釈というのを、合理的な正しい結

論を導き出さなきやいけないと思っているわけ

ですね。今これだけCMの問題が出たり、例えづ

レグジットとか大統領選とか見たときに、外国の

事例があるわけですよ、先ほど事例がないとおつ

しゃつたけれども、平木さんおっしゃつたけれど

も、外国の事例を見れば、資金に飽かせて干渉し

ている事態はいっぱいあるわけですよ。だから、

そういったものに手を打たない形の国民投票法

は、そのまま国民投票が実施できるのかと考えた

は言つていいわけだから、言つてることは同じです。

○松沢成文君 これ、修正案の提出者の中、山花さんは法律上できる、奥野さんは法律上できないんじゃないか、提出者お二人の中でもう意見が、分からぬんですね。これじゃ、ちょっと法律の立法趣旨が分からぬですよ。ちょっとこれが大問題だと思います。

次、行きます。

この点について、先日、参考人への質疑にありました。その参考人の意見陳述で、やはり大学の浅野先生、こうおっしゃっていました。法案の審議の都合によって憲法改正の実質的な審議が遅れる、あるいはそれが後回しになるということがあるとすれば、国会のその法案審議が立憲主義を阻んでいると言つてもいいくらいだとして、改正案の審議が憲法改正の実質的な審議に影響を与え、あたかも改正案の審議が優先され、それが終わってから憲法改正の審議をしなければならないとするれば、これは極めて国会の在り方として問題があるのではないかというふうに指摘をされていました。

さあ、今度、発議者の皆さんにもこの質問をしました。自民党さんも公明党さんも、そして我々の日本維新の会の発議者の皆さんも、はつきりと、修正部分が憲法本体の議論や改正の発議を妨げるものではないと、発議者の方は皆さん統一して言つておられます。

さあ、しかし、私は当然のことだと思います。ましたら、自民党さんも公明党さんも、そして我々の日本維新の会の発議者の皆さんも、はつきりと、修正部分が憲法本体の議論や改正の発議を妨げるものではないと、発議者の方は皆さん統一して言つておられます。

さあ、しかし、私は当然のことだと思います。できるんですね、やらなきやいけないんです。しかし、こうした解釈は修正案の提出者のものと異なることが今も明らかになりました。つまりまでもなく、議員立法であるこの本法案を提出する立法者、起草者の意思が定まつてないということは大問題だと私は思っています。

このままでは、必ず審査会の運営方法をめぐつて混乱して、また再び機能不全に陥るのは火を見るよりも明らかであります。これまでの三年間も、全然、憲法審査会、憲法本体の実質改正審議

に入れませんでした。今後も三年間、合計六年間改正議論が行われないという、本当に最悪の状況を招くことになりかねないと私たちは危惧しております。

こうした状況を打破するために、日本維新的会は、この後、修正案を提出することを考えています。それについても皆さんにこの前説明しました。具体的には、修正部分である附則第四条に二項を設けて、こう入れるんですね。前項の規定は、国会が、同項に規定する措置が講ぜられるまでの間ににおいて、憲法、日本国憲法の改正案の原案について審議し、日本国憲法の改正の発議をすることを妨げるものと解してはならない、これきちんと入れれば、明確に今後の憲法審査会の議論が進んでいくと私たちは思っています。

さあ、この前回の質疑で、発議者の立場からこの修正案の必要性について自民党の中谷議員へ尋ねたところ、中谷議員覚えていらっしゃると思いますが、こうおっしゃったんですね。法改正原案の審議を妨げるものと解してはならないという趣旨はもう手を挙げて賛成するものだと。ありがとうございます。大賛成だということですね。

今は衆議院からの法案提出者の、発議者の立場ですから、それを否定するわけにはいかないと思います。ただ、参議院で更にいい修正案が出てくるわけですから、自民党として、是非とも自民党参議院の皆さん、これはいい修正案だ、どうぞ皆さん説得してください、是非とも。

○衆議院議員(中谷元君) 前回も答弁しています

ように、法律的には憲法本体の論議も改正の発議が可能であると整理をしております。

そもそもこの憲法改正原案の審議、憲法改正の発議、これは国会そして衆参の憲法審査会の重大な所掌事務の一つでありまして、これを妨げるものではないと、解してはならないという趣旨には賛成するものであります。現在の検討項目はそのように解釈されるべきことを与野党が一致して度々御答弁を申し上げておるといふございま

す。

我々としましても、またCMの規制に関する議論につきましても大変重要なテーマであると認識しております。早期に結論を得られるよう議論を精力的に行うべきだと考えております。

○松沢成文君 ちょっとと説得はしていただけましたけれども、

次に、これも私たちの、今後の審議の在り方で提案であります。改めて伺います。小委員会の設置についてであります。

憲法審査会で改正原案をまとめるには、意見発表ではなく、議論の集約が求められる、これ言うまでもありません。しかしながら、これまで行われてきた自由討議、これもう衆議院も参議院も同じようなものだと思うんですが、もう各自の意見言い放しの単なる意見発表で終わっておりまして、このままでは改正に向けて議論を集約していくのが夢のまた夢みたいな感じです。

憲法審査会規程の第七条にも、小委員会が設置できることになっています。そのメリットは、集中的あるのは継続的に特定の案件の審査又は調査を行つことにより、委員会全体の効率的、効果的運営が図れると。いいこと書いてありますね。

私は、この国民投票法関係の議論というのはまさしくこの小委員会制度の効用にぴったりと当てはまると思うんですよ。いかがでしょうか。

前回の質疑で、自民党の船田先生から御紹介いただきました。衆議院での憲法調査会時代、四つの小委員会をつくり、最終報告書の取りまとめに向かって非常に有効に機能していと評価している、こういう前例あるわけです。じゃ、私たちの

参議院でも、平成十六年から十七年にかけて、「一院制」と参議院の在り方にに関する小委員会があつて、二院制と参議院の在り方にに関する小委員会を設置、活用して成果を上げた前例もあります。

ほかの議連とか幾つかの委員会で小委員会制度というのはかなり活用されているんですね。小委員会を設置するということは、今後の憲法審査会

審査会で行うのであれば、きちんと区別するようになります。

さあ、そこで、改めて、これ衆参両院の憲法審査会において国民投票法関係の審議を委任するた

めの小委員会設置について、自民党的の発議の方、立憲民主党の提案者の方、日本維新的会の発議の方に、この国民投票法関係の審議を小委員

会で専門的に迅速にやつて早く結論を出して、そして全体会でもう一回議論してしっかりとフィックスをしていく。この小委員会をつくることに對

して賛成でしょうか、反対でしょうか、お聞かせください。

○衆議院議員(船田元君) お答えいたします。

前回もそのような趣旨の御質問がありましてお答えしましたが、過去におきまして、衆議院憲法調査会では、平成十四年に四つの小委員会、それから十五年、十六年におきましても、ちょっと内容は変わりましたけれども、同じく四つの委員会がありました。

松沢議員には、たしか政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会の委員として議論に加わつ

ていただきたいということを記憶しておるわけであります。また、参議院のこの憲法調査会におきましても、平成十六年から十七年にかけて、「一院制

と参議院の在り方にに関する小委員会」ということで、参議院の在り方にに関する小委員会といふことを記憶しておるわけですが、

このように、小委員会制度というのは、詳細な検討を行う、あるいは集中的に議論をする、さらには同時並行で幾つかのテーマを並行して議論で活発な議論をやっていたんだと思つております。

ほんの議連とか幾つかの委員会で小委員会制度といふことはかなり活用されているんですね。小委員会を設置するということは、今後の憲法審査会

の運営を滞らせることがなく憲法本体の改正審議と国民投票法関係の審議を分業的に同時に進めていくという、極めて有効な手段だと思います。

さきの参考人質疑でもこういう意見をいただきました。憲法本体と関連法案の審議を同一の憲法

審査会で行うのであれば、きちんと区別するようになります。

さあ、そこで、改めて、これ衆参両院の憲法審査会において国民投票法関係の審議を委任するた

めの小委員会設置について、自民党的の発議の方、立憲民主党の提案者の方、日本維新的会の発

議の方に、この国民投票法関係の審議を小委員会で専門的に迅速にやつて早く結論を出して、そ

して会で専門的に迅速にやつて早く結論を出して、それが前提に置いておられます。

○衆議院議員(山花郁夫君) 御質問いただいたとおりまして、私も小委員長を務めていたことがあります。

メリットについては今お話をあつたとおりで、非常にいい側面もあるんですが、それを前提に置

いてお話しします。何かデメリットばかり言つているように見えてもいけないので。

今お話をあつたことと、あと、幾つか小委員会を置いたときに、少數会派の方々、極力全部参加していただこうようにということになると、なかなか御負担が多かつたなというのを記憶をしておりません。あと、今さらとおつしやつたんですけれども、取りまとめをするときの、もう一回作業というものがかなり時間が取られまして、そういうこともいろいろプラスの面、マイナスの面を勘案して、まさに衆参それぞれですけれども、幹事会などで御議論いただければと思います。

○衆議院議員(馬場伸幸君) 松沢委員からは非常に日本維新的会らしい建設的な提案をいただいたものというふうに考えております。

私は、最終的には国民お一人お一人が判断をして決めていただくということだと思いますが、なかなか現下の状況を見ますと、国民の皆さん方が憲法改正に対する理解がきつちりとできているか、また深まっているか、そういう観点から見ますと、なかなかそういう状況にはないというふうに思います。それは、やはり国会の方で憲法審査会が定期的に常に開会をされていろんな議論をしていな

うふうに考えております。

現状のこの憲法審査会の運営を考えた場合に、先ほどから危惧されておられますように、今後三年間ぎつちりと憲法本体の議論、また憲法改正の議論がなされるという確証はまだまだないというのが現実の姿だと思います。

そういったときに、議員提案のように、小委員会を設置するとか、例えば幹事会の中にそういうワーキングチームをつくるとか、そういうことを行って、どんどんどんどん、どの憲法条項をなぜどのように改正するのかということを議論するのが我々の使命であると思いますし、あわせて、国民の皆様方にこの憲法に対する考え方を深めていただくという絶好の機会だと思いますので、私も衆議院の憲法審査会の方では同じような提案をこれからも行っていきたいと思います。

○松沢成文君 最後にいたしますけれども、この小委員会、私、もう一つつくつたらどうかと考えているのがあるんです。それは緊急事態条項と憲法の在り方についての小委員会。というのは、今世論調査やつても、やっぱり緊急事態について心配だと、東北大震災でも私権の制限でなかなか施策が打てなかつたことがあつた、あるいは今回のコロナ対策でも様々うまくいかないのは憲法に緊急事態条項がないからだという意見も多々あつて、国民の皆さんも実はこれすごく関心持つていて、この前の質疑でも、自民党の多くの皆さんもこの点取り上げていました。

例えば、憲法本体の議論でも、今一番緊急性があつて國民が望んでいる緊急事態の法制について徹底的に議論していく小委員会をつくつたら、私は動くと思うんですね。

これ、お二人、自民党的発議者と維新の会の発議者の皆さん、この緊急事態法制の小委員会をつくっていくといふことに対してもどうお考えでしょうか。

○衆議院議員(中谷元君) 非常にいい提案だと思います。やっぱり、緊急事態に政府が対応するにしても、しっかりと法律を整備すると同時に、そ

の根拠となる憲法にやっぱりその根拠が必要だと思います。

例えば、今コロナ対策やつていますけど、国がなぜどのように改正するのかということを議論するのが我々の使命であると思いますし、あわせて、国会でそのような小委員会を設置して議論していただくということは非常に有意義なことだと思います。私は思います。

○衆議院議員(馬場伸幸君) 私は、数年前に衆議院の法制局に対して、緊急事態が起つた際に整備をしておかなければならないことを教えてほしいということで、法制局と議論したことを見ていました。当時は、衆議院法制局の方も、いろんな法律が整備されているので、これ以上の法律は必要ないんじゃないでしょうかというようなことでございました。しかし、想定外のことが起これば、まさしく今回のコロナ禍がその一つになると想定外のことが起ればどうなりますかと。そうしましたら、法制局は、想定外だから分かりませんというお答えでございました。

万全の体制を国会や行政が取つておく、想定外のことが起つたときに対応できる仕組みをつくつておくというのは非常に大事だと思いますので、この件についても集中的に深掘りをして議論をする場をつくつていきたいと、そういうふうに思います。

○松沢成文君 ありがとうございました。時間です。

○舟山康江君 国民民主党の舟山康江でございます。

ぶ普通の選挙も、共に投票環境の整備や投票の質

の向上を図つていく必要があると考えています。この点に関して異論のある方はおられないと思います。その意味で、大きな方向性としては、やるのか、それから補償はどうだとか、こういうところは、法律の議論していますけど、詰め切れないと必要なんです。

やっぱり政府が対応するので、ノーロジ江南で、国会でそれ監視するという役割も必要ありますので、やっぱりこういった事態を受けまして、国会でそのような小委員会を設置して議論していただくということは非常に有意義なことだと思います。

その上で、公選法改正の確認、要是公選法並びに選法改正内容の確認も含めて、疑問点・懸念点について質問をさせていただきます。まず、投票所に子供を同伴させる年齢の引上げに伴う問題について質問いたします。投票所に入ることができる子供の範囲拡大に関する資料にまとめました。改正前の平成二十七年三月の総務省の投票環境の向上方策等に関する研究会の中間報告で、基本的にはこの研究会報告に基づいて様々な対応が講じられているということですけれども、この中間報告では、子供の範囲拡大に関しては、その他の議論として、両論併記の形で肯定的な意見と否定的な意見を紹介するにどまっています。ほかの項目に関してはやるべきだというような積極的な提言なんですけれども、これに関しては両論併記なんですね。

分かりやすく、青で肯定的な意見、赤で否定的な意見を見かせていただきました。肯定的な意見とすると、積極的に現実の投票というものを子供に見せることができれば、将来の有権者への有効な啓発になるという、こういった前向きな意見があつた一方で、否定的な意見、元々は、放置できない幼児等の同伴を認める、要是置いていけない伴を認めるということだったので、大きな子供

も、結論が出る前にこの改正に踏み切った理由、経緯含めて理由は何なのか、目的は何なのか、ほかの代替措置がなかったのかというところについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(森源一君) お答えいたします。若い世代への選挙啓発につきましては、従来から、国や社会の問題を自分の問題として捉えて、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成するための主権者教育、これが非常に重要であるということで、選管などが実施する選挙出前授業の取組についての教材の提供などの支援や、主権者教育優良事業の横展開などの実施にも取り組んできたところでござります。

論併記、つまり結論が出ておりません。その段階で、半ば見切り発車的に、この下にありますけれども、まだしかも中間報告ですね、見切り発車的に翌年、二十八年の二月十二日に、公選法改正によりまして十八歳未満の子供の同伴が認められるということになりました。

ここで書かれてある、赤字で書いた懸念のほかにも、例えば、投票人とどういう関係かを確認しないと、例えば特定の政治団体などに所属する十八歳未満の高校生などが投票用紙記入のぎりぎりまで投票人に寄り添つて投票行動に圧力を掛けるという状況、まさに投票干渉罪など不正行為という状況も想定されないと考えています。

改正当時、私、国会にいなかつたんですけども、公正な選挙は民主主義の根幹であり、公正な選挙を損なうことないかの検討が不十分なまま、つまり両論併記で結論が出ないままに、この公選法改正に十八歳未満の子供の同伴を認める改正が提起されたという状況です。補足しますと、この改正の後、最終的な報告が出ているんです、その年の九月に出ていますけれども、この中でも依然として両論併記のままだという状況なんですね。

そういう中で、まず総務省に伺いますけれども、結論が出る前にこの改正に踏み切った理由、経緯含めて理由は何なのか、目的は何なのか、ほかの代替措置がなかったのかというところについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(森源一君) お答えいたします。若い世代への選挙啓発につきましては、従来から、国や社会の問題を自分の問題として捉えて、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成するための主権者教育、これが非常に重要であるということで、選管などが実施する選挙出前授業の取組についての教材の提供などの支援や、主権者教育優良事業の横展開などの実施にも取り組んできたところでござります。

でございますが、これらの手段に加えまして、子供同伴のいわゆる子連れ投票に関しては、平成二十七年当時に各党各会派において選挙権年齢の十八歳以上への引下げに向けた議論が進められる中で、総務省の先ほど御指摘のございました研究会においても、やはり積極的に現実の投票というものを子供に見せることができれば将来の有権者への有効な啓発になるなどの議論が行われたことを踏まえまして、平成二十八年の公職選挙法改正に盛り込んだものでございます。

なお、同伴者たる子供につきましても、これは一般的の選挙人と同様の投票所内の秩序維持のルールに従う必要がござりますので、投票所において

投票に関し協議又は勧説をするなどというようなことはしてはなりませんので、仮にそのような行為をした場合には、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出することができるとこととされています。これらは公選法の五十八条にも規定されているところでござります。

ども、そこに対してはなぜこれが置かれたなかったのか。その質問です。

○衆議院議員(井上一徳君) お答えいたします。

平成二十八年の改正公選法では、期日前投票所の開会時刻について二時間の繰上げを可能としたところではありますけれども、これをさらに、三時間の繰上げを可能とするということを想定した

検討条項が、今御指摘のあった検討条項が設けられたことは承知しております。

仮に公選法においてこのような措置が講ぜられることになりますと、国民投票法においても外形的事項は公選法並びとの基本的な考え方が取られておりまして、同様に措置するものというふうに考えております。

○舟山康江君 ありがとうございます。

そうしますと、総務省にお聞きしますけれども、この検討、この附則に基づく検討ということのは既に行われているのか、その状況についてお聞きます。

○政府参考人(森源二君) お答えいたします。

期日前投票所の投票時間の弾力的な設定の改正に係る実施状況でございます。

期日前投票の実施状況を勘案して検討が加えられといふことでござりますので、まずその実施状況についてお答えをさせていただきたいと思いますけれども。

令和元年の参議院通常選挙において、期日前投票の開始時刻の繰上げの実施が六団体八か所、閉鎖時刻の繰下げの実施が二十四団体五十九か所、開始時刻の繰上げ、閉鎖時刻の繰下げの双方の実施が二団体二か所で行われまして、開始時刻を繰り上げた時間帯には三百六十人、閉鎖時刻を繰り下げた時間帯には一万二千二十一人が投票を行いました。

改正前の平成二十五年参議院選挙から比較しますと、期日前投票所数が四千八百一から五千七百二十に九百か所以上増加、期日前投票所の総開設日数が二千六十六日増加ということでござります

し、また、選挙人の利便性向上に関しては、駅やショッピングセンターなどの利便性の高い場所への期日前投票所の設置、複数の地域を移動する移動期日前投票所の設置など工夫によりまして

様々な取り組んでいただいておるところでございます。このショッピングセンターに設置した期日前投票所数が二百五十か所以上増加、あるいは新たに取組である移動期日前投票所が三十三か所設置されたということございます。そして、令和元年の参議院通常選挙における期日前投票者数が四百十万人増加ということござります。

この施行後における期日前の実施状況の把握といふことがたまいまし申し上げたとおりでございまして、期日前投票の利便性が大きく向上している

ことございますので、直ちに対応しなければならない課題というところは特段ないのではないか

というふうには考へておるところでござりますが、選挙人の利便性向上について、引き続き不断の努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○舟山康江君 これまでの議論の中で、弾力化が今向上に結び付いているというお話をしたけれども、むしろ後退につながるのではないかという懸念が出されているのもこれ事実ですので、そうな

らないように、この趣旨はあくまでも利便性の向上ということですから、そこに逆行することがな

いようという対応はしっかりとこれからもやつていただきたいと思いますし、憲法改正のこの国民投票に関しても、あくまでも向上的ためだということを念頭に運用していかなければいけないといふことなのかなと考えております。

○山添拓君 続けてお聞かせください。

期日前投票所の設置などは、確かに利便性向上につながるが、一方で、投票者の利便性を考慮する立場から見ると、投票所の混雑や投票時間の延長による不快感が生じる可能性がある

ことがあります。また、投票所の混雑によって投票時間が延長されると、投票所での投票時間の延長による不快感が生じる可能性がある

ます。憲法、この附則の議論と並行して、法的にできるということではありますけれども、私は、そういう意味では見解は基本的に一致している

と考へておりますので、更に修正を掛けたり統一見解を示すという必要はないのかなということを感じております。

ただ、法的効果は、それこそ議論とか発議を止め法的効果はないとはいっても、検討事項とさせたというところだと思います。そして、令和元年の参議院通常選挙における期日前投票者数が四百十万人増加ということござります。

この施行後における期日前の実施状況の把握といふことがたまいまし申し上げたとおりでございまして、期日前投票の利便性が大きく向上している

ことございますので、直ちに対応しなければならない課題というところは特段ないのではないか

というふうには考へておるところでござりますが、選挙人の利便性向上について、引き続き不断の努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

ただ一方で、これ参議院の憲法審査会において発議議論をするにしても、やっぱりCM規制と発議議論をするにしても、やっぱりCM規制と

かの問題をきちっと解決するというのが政治のあり方だと思います。

ただ一方で、これ参議院の憲法審査会において発議原案の前の調査を丁寧に、現行憲法の問題点、そして原因、改善すべきポイント等々を情報収集しながら、専門家の知見も生かしながら熟議を行えるよう、といったことが必要だと考へております。まさに私たち国民民主党も、昨年十二月にまとめた憲法改正に向けた論点整理においても同様の提案をしております。

○舟山康江君 やっぱり、今何が問題なのか、まあ憲法の解釈も、むしろ後退につながるのではないかという懸念が出されているのもこれ事実ですので、そうな

らないように、この趣旨はあくまでも利便性の向上ということですから、そこに逆行することがな

いようという対応はしっかりとこれからもやつていただきたいと思いますし、憲法改正のこの国民投票に関しても、あくまでも向上的ためだといふことを念頭に運用していかなければいけないといふことなのかなと考えております。

○山添拓君 ありがとうございます。

やっぱり、今何が問題なのか、まあ憲法の解釈も、むしろ後退につながるのではないかという懸念が出されているのもこれ事実ですので、そうな

らないように、この趣旨はあくまでも利便性の向上ということですから、そこに逆行することがな

いようという対応はしっかりとこれからもやつていただきたいと思いますし、憲法改正のこの国民投票に関しても、あくまでも向上的ためだといふことを念頭に運用していかなければいけないといふことなのかなと考えております。

○衆議院議員(井上一徳君) 続けてお聞かせください。

既にたたき台の法案を提出しております。テレビやネットの広告規制、さらにインターネット上の投票運動の規制、外国人に対する資金規制など、おおむねこの投票法における投票の質の確保について現状の論点はカバーしているのかなと考えています。

実質的な議論をこの後していくわけですがこれぞも、より良い修正を前提に、たたき台としてはこの法案を使つていただくことは合理的だと考えていますけれども、この点いかがでしょうか。

○会長(林芳正君) 簡潔にお願いいたします。

既にたたき台の法案を提出しております。テレビやネットの広告規制、さらにインターネット上の投票運動の規制、外国人に対する資金規制など、おおむねこの投票法における投票の質の確保について現状の論点はカバーしているのかなと考えています。

ただ、法的効果は、それこそ議論とか発議を止め法的効果はないとはいっても、検討事項とさせたというところだと思います。そして、令和元年の参議院通常選挙における期日前投票者数が四百十万人増加ということござります。

この施行後における期日前の実施状況の把握といふことがたまいまし申し上げたとおりでございまして、期日前投票の利便性が大きく向上している

ことございますので、直ちに対応しなければならない課題というところは特段ないのではないか

というふうには考へておるところでござりますが、選挙人の利便性向上について、引き続き不断の努力を重ねてまいりたいというふうに思っております。

ただ一方で、これ参議院の憲法審査会において発議議論をするにしても、やっぱりCM規制と

かの問題をきちっと解決するというのが政治のあり方だと思います。

ただ一方で、これ参議院の憲法審査会において発議原案の前の調査を丁寧に、現行憲法の問題点、そして原因、改善すべきポイント等々を情報収集しながら、専門家の知見も生かしながら熟議を行えるよう、といったことが必要だと考へております。まさに私たち国民民主党も、昨年十二月にまとめた憲法改正に向けた論点整理においても同様の提案をしております。

○舟山康江君 やっぱり、今何が問題なのか、まあ憲法の解釈も、むしろ後退につながるのではないかという懸念が出されているのもこれ事実ですので、くな

らないように、この趣旨はあくまでも利便性の向上ということですから、そこに逆行することがな

いようという対応はしっかりとこれからもやつていただきたいと思いますし、憲法改正のこの国民投票に関しても、あくまでも向上的ためだといふことを念頭に運用していかなければいけないといふことなのかなと考えております。

○山添拓君 ありがとうございます。

やっぱり、今何が問題なのか、まあ憲法の解釈も、むしろ後退につながるのではないかという懸念が出されているのもこれ事実ですので、くな

らないように、この趣旨はあくまでも利便性の向上ということですから、そこに逆行することがな

いようという対応はしっかりとこれからもやつていただきたいと思いますし、憲法改正のこの国民投票に関しても、あくまでも向上的ためだといふことを念頭に運用していかなければいけないといふことなのかなと考えております。

○衆議院議員(井上一徳君) はい。

既にたたき台の法案を提出しております。テレビやネットの広告規制、さらにインターネット上の投票運動の規制、外国人に対する資金規制など、おおむねこの投票法における投票の質の確保について現状の論点はカバーしているのかなと考えています。

ただ、法的効果は、それこそ議論とか発議を止め法的効果はないとはいっても、検討事項とさせたというところだと思います。そして、令和元年の参議院通常選挙における期日前投票者数が四百十万人増加ということござります。

この施行後における期日前の実施状況の把握といふことがたまいまし申し上げたとおりでございまして、期日前投票の利便性が大きく向上している

ことございますので、直ちに対応しなければならない課題というところは特段ないのではないか

いつた意見がありました。

〔会長退席、会長代理那谷屋正義君着席〕

四人の参考人の評価は一致しておりました。発議者ははどうのような御認識でいらっしゃるか。

○衆議院議員(中谷元君) 御指摘の発言につきましては、浅野参考人の御発言の趣旨は、憲法の合憲性が日常生活に問題となる程度に憲法で詳細に規定することは望ましくないという点に、一方、福田参考人の御発言は、平和主義を定める九条などが日常的に議論の焦点になるような状況は望ましくないですというふうに思っております。

非常に大事な憲法の議論だと思っております。

○山添拓君 失礼しました。それは通告では一問目で問うていた質問であります、二問目の方を答えていただきたいと思います。

○衆議院議員(船田元君) 大変失礼いたしました。現行憲法、七十五年にわたり受け入れてきているという趣旨が述べられております。これは、言うまでもなく基本的人権の尊重、国民主権、平和主義という基本原理がまさに重要なことであって、国民の間で十分にこれを認識し、また実行していると、このように評価をしております。しかし一方で、一度も改正していない現行憲法では、内外の社会環境とか価値観が大きく変化する中で、内容的に現代の社会にそぐわない部分が生じているといふことも事実であります。

〔会長代理那谷屋正義君退席、会長着席〕

日本の憲法は、非常に規律密度という点でいうと少し粗い状況になつております。したがつて、柔軟に解釈できるといふ点は、これは非常に良いことではありますけれども、しかし、それが高じてしまいますと、いわゆる解釈改憲が横行するということにもなりかねない、このように思つております。

我々としては、このような変化に適切に対応する、そのために憲法改正をするといふことも大変重要な役割である、国会の役割であると考えております。

りますので、このような考え方を基に今後とも議論を進めていっていただきたいと思つております。

○山添拓君 憲法違反の憲法解釈の変更をされたのは安倍内閣ですね。とりわけ集団的自衛権の行使容認を強行したのは政府の側であります。

今、船田議員がお話しになつた前半ですね、国民は現行憲法を七十五年にわたつて受け入れてきた、それ、動かし難い事実だと思うんです。

船田議員は、五月二十六日の当審査会で、国民世論がなかなか、憲法改正についてその必要性を認める順位がなかなか上がつていかないということは一つの大きな反省点だと思っていると答弁をされました。安倍前首相は、退陣に当たつて、改憲については国民的な世論が十分に盛り上がり上がらなかつたと述べ、菅首相も訪米中のインタビューでは、現状では非常に難しいと認めなければならぬと述べています。

世論が改憲を求めていないということは、こうして皆さんお認めなんですね。それはつまり、今の憲法がそれだけ国民に根付いてる、そのあかではないかと思うんですけども、船田議員、いかがでしょうか。

○衆議院議員(船田元君) 一方で、世論調査、各新聞社の世論調査におきましては、憲法改正が必要であるというのは七割あるいは七割五分といふところもござります。これは一つのやはり憲法改正に対する国民の声であると思つておりますの

で、そのこともしつかり踏まえながら、憲法改正については是非前向きに議論していただきたいと思つております。

○山添拓君 それは多くの国民の求めていること、あるいは受け止めとは相入れないものだと言つておなればなりません。憲法は国民のものであります。国民が求めていない、望んでいない改憲のための議論を進める必要はどこにもありません。

しかも、この間、安倍前首相も菅首相も、行政府の長でありながら、国会に改憲論議をあおつて

きました。これこそ越権行為だと思うんですね。

参考人質疑では、また、改憲手続法に引き続き検討すべき重大な課題があることも共通の認識として示されました。

上田参考人は、広告規制やインターネット規制について、専門家の意見も参考にされて議論を進めていただければと思いますと述べ、飯島参考人は、最低投票率やCM規制、公務員の国民投票運動など、いろいろ議論をしていくと、やっぱり三年でも足りるのかどうかと懸念を示しました。浅野参考人は、国民の意思が的確に、また適正にきちんと表れることが、ねじ曲げられることなく表れること、これがまず一番の基本だし、そのための制度が今後ずっと継続して検討されているべきだと指摘しました。福田参考人からは、財力のある側が広告放送をたくさん打ち、ない側はそれができない、そのことは大阪の住民投票の例でもはつきり出ているとして、十分に公正公平な投票ができるためのシステムづくりを先行させるべきだと述べました。

○衆議院議員(井上一徳君) まず、法改正の前年に、これについてはもう審査会の中でも重要な論点として挙がつておりますので、まずはしっかりと指摘しました。福田参考人からは、財力のある

たけれども、答弁されたCM規制やインターネット規制などについては、井上議員としてもこれは形成する必要があり、今後丁寧に議論を行つていきたいというふうに思つております。

○山添拓君 今、井上議員に答弁をいただきましておられたけれども、答弁されたCM規制やインターネット規制などについて、井上議員としてもこれは

法改正が必要な項目だとお考えでしようか。

○衆議院議員(井上一徳君) まず、法改正の前年でも足りるのかどうかと懸念を示しました。浅野参考人は、国民の意思が的確に、また適正にき

ました。これについてはもう審査会の中でも重要な論点として挙がつておりますので、まずはしっかりと指摘しました。福田参考人からは、財力のあ

る側が広告放送をたくさん打ち、ない側はそれができない、そのことは大阪の住民投票の例でも

はつきり出ているとして、十分に公正公平な投票ができるためのシステムづくりを先行させるべきだと述べました。

衆議院における修正で追加された附則四条二項に記された項目について、更なる検討が必要だと

いうことを四人の参考人がいずれもお認めになつたということになります。この点について、発議者はどのように御認識ででしょうか。

○衆議院議員(井上一徳君) お答えいたします。

新聞社の世論調査におきましては、憲法改正が必要であるというのは七割あるいは七割五分といふところもござります。これは一つのやはり憲法改

正に対する国民の声であると思つておりますので、そのこともしつかり踏まえながら、憲法改正

が改憲を求めていないといふ点は、これは非常に良いことではありますけれども、しかし、それが高じてしまいますと、いわゆる解釈改憲が横行するということにもなりかねない、このように思つております。

我々としては、このような変化に適切に対応する、そのために憲法改正をするといふことも大変重要な役割である、国会の役割であると考えております。

○衆議院議員(船田元君) それは多くの国民の求めていること、あるいは受け止めとは相入れないものだと

つておなればなりません。憲法は国民のものであります。国民が求めていない、望んでいない改憲のための議論を進める必要はどこにもありません。

しかも、この間、安倍前首相も菅首相も、行政

府の長でありながら、国会に改憲論議をあおつて

いました。これこそ越権行為だと思うんですね。

参考人質疑では、また、改憲手続法に引き続き

検討すべき重大な課題があることも共通の認識として示されました。

参考人質疑では、また、改憲手続法に引き続き多様化する中で、インターネットの利用に関し新たな問題提起がされている状況にあります。

こういう状況も踏まえて、附則四条二号の検討条項に沿つて、できる限り各政党間の幅広い合意を形成する必要があり、今後丁寧に議論を行つていきたいというふうに思つております。

○山添拓君 今、井上議員に答弁をいただきましておられたけれども、答弁されたCM規制やインターネット規制などについては、井上議員としてもこれは

法改正が必要な項目だとお考えでしようか。

○衆議院議員(井上一徳君) まず、法改正の前年でも足りるのかどうかと懸念を示しました。浅野参考人は、国民の意思が的確に、また適正に

ました。これについてはもう審査会の中でも重要な論点として挙がつておりますので、まずはしっかりと指摘しました。福田参考人からは、財力のあ

る側が広告放送をたくさん打ち、ない側はそれができない、そのことは大阪の住民投票の例でも

はつきり出ているとして、十分に公正公平な投票ができるためのシステムづくりを先行させるべきだと述べました。

○衆議院議員(井上一徳君) お答えいたします。

新聞社の世論調査におきましては、憲法改正が必要であるといふ点は、まさに国

が改憲を求めていないといふ点になります。この点について、発議者はどのように御認識ででしょうか。

○衆議院議員(井上一徳君) まさにそこは議論した上ででの判断だと思います。

○山添拓君 つまり、そのぐらい検討し、判断し、決めていくべきことについて、まだ議論が十分されていないということをお認めになつたといふことでありますですが、先ほど中谷議員が、個人的には法改正が必要ではないかという答弁をされたおりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

福田参考人は、公平公正な国民投票を実施するには法改正が必要ではないかという答弁をされておりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

福岡参考人は、公平公正な国民投票を実施するには法改正が必要ではないかという答弁をされておりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

福岡参考人は、公平公正な国民投票を実施するには法改正が必要ではないかという答弁をされておりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

福岡参考人は、公平公正な国民投票を実施するには法改正が必要ではないかという答弁をされておりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

福岡参考人は、公平公正な国民投票を実施するには法改正が必要ではないかという答弁をされておりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

福岡参考人は、公平公正な国民投票を実施するには法改正が必要ではないかという答弁をされておりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

福岡参考人は、公平公正な国民投票を実施するには法改正が必要ではないかという答弁をされておりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

福岡参考人は、公平公正な国民投票を実施するには法改正が必要ではないかという答弁をされておりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

福岡参考人は、公平公正な国民投票を実施するには法改正が必要ではないかという答弁をされておりましたけれども、単に今後の検討に委ねればよいといふものではないと思うんですね。

もう一つは、将来に禍根を残さないだけの憲法改正の正当性根拠、多数国民の賛成が制度的に保障されるために、最低投票率制度の導入が求められるというものであります。

その上で、このまま国民投票が実施されれば、憲法十四条、九十六条違反だという意見が示されました。憲法制定権力である主権者国民の意思表明であるべき国民投票の手続として、根本的な欠陥があるという批判であります。

この点について、発議者及び修正案提出者の御指摘についてお答えを申し上げます。

まず、賛成、反対運動の機会平等について、国民投票法は、国民投票運動についてできる限り自由にと、そういう思想で制度設計がなされています。その上で、国民投票運動の自由と国民投票の公平公正のバランスを保つため、投票日前二週間はテレビやラジオでのCMを禁止することとしています。また、憲法改正が発議された際に国会に設けられることとされている国民投票広報協議会においては、賛成、反対意見を公正かつ平等に扱うこととなつており、国民に対する正確かつ公平な情報提供機関として大きな役割を担うこととなっています。

なお、制定当時は量的の自主規制を行うことが想定されていた民放連による放送CMの自主規制については、量に特化した賛否平等の規制は困難としながらも、新たな考査ガイドラインに基づいて、意見表明CMも投票期日前十四日間は取り扱わないと考えております。もちろん、インターネットの進展の下における新たな検討課題はあるものの、現行法の下においても国民投票運動の自由と

国民投票の公平公正のバランスは保たれているものと考えています。

また、福田参考人御指摘の最低投票率制度の導入については、これまで繰り返し答弁しているおり、制定時に活発かつ慎重な検討がなされた、そういう経緯がありますが、様々な課題があることから採用しないということで決着が付いたものと理解をいたしております。

○衆議院議員(馬場伸幸君)

現状、国民投票法が重大な欠陥を抱えているのではないかという御指摘についてお答えを申し上げます。

○衆議院議員(山花郁夫君)

修正案の提出者としてお答えいたします。

御指摘の点、幾つかあつたかと思いますが、特にインターネットを含めての有料広告規制という言い方をされておりまして、恐らくスポットCMのこととネットの話と両方入っているんだと思いまます。

しっかりとこれは検討していかなければいけないと思いますが、スポットCMのように放送の世界ですと放送法という枠がありますので、こちらのルールのつくり方が一つの論点になると思いますけれども、他方、ネットの世界といふのは、これ免許が必要な世界ではなくて、いわゆる表現の自由に対する規制になるのではないかという疑義がござります。そこについての制度設計というのはまた別途しっかりと議論をしていかなければいけないと思つております。

もう一点、最低投票率については今御説明がございました。これがいい制度だという趣旨で多く言われているんだと思います。

これは、いろんな議論があつた中で、先ほどあつたように、例えばボイコット運動を誘発するのではないかとか、民意のバラドックス等々あります。あのときの議論では政策判断としてこれは入らないということになつたんですけれども、当

時、私も与党の先生からそういうお話をあつたことを記憶しているんですけど、選挙のときは、ちょっとと我々が言うのはいいのかどうかってあるかも知れないんですけど、誰がやつたって一緒にやったものとか、選ぶところがないんだという人たちがいるかもしれないけれども、およそこれから自らの国どうするんだという憲法について余りにもあることから理解をいたしております。

なお、最低投票率を設けないとしても、もちろん投票率が低くてよいわけではなく、国民投票広報協議会による広報を始めとして投票率を上げる努力はなされなければならないことは当然であると考えています。

○衆議院議員(山花郁夫君)

修正案の提出者としてお答えいたしました。

御指摘の点、幾つかあつたかと思いますが、特にインターネットを含めての有料広告規制という言い方をされておりまして、恐らくスポットCMのこととネットの話と両方入っているんだと思いまます。

○衆議院議員(山添拓君)

今のお話の中でも、インターネットを含む有料広告の規制などについては少なくとも議論が必要だという認識が示されておりました。

また、最低投票率制度について、それ課題があつて採用しないと決着が付いたと、そうおっしゃるんですけれども、しかし、その後の各国での様々な動きを見る中で、やはりこうして多数の国民の意見がきちんと表明されなければならないという現実があることも分かってきてることだと思います。

ですから、この法案の下でも改憲発議ができると考えるのは、それは私は改憲手続、ひいては憲法そのものを余りにも軽んじる発言だと思うんですね。ましてや、今国民は改憲を求めていない。

思つております。

それは、そのままできるようなものではない。やはり根本的に検討すべき点について検討を怠つた、欠陥を抱えていると言わなければならぬと思います。

十六日の質疑の際、十二分に審議し、速やかに採決をおつしやいましたけれども、今国会で成立を急ぐ理由は何か、お答えいただきたいと思います。

改めて伺いたいのですが、発議者の逢沢議員に、急ぐ理由は何か、お答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(逢沢一郎君)

本法律案が衆議院に提出されてからもうかなりの時間がたつております。衆議院で審議を行つていただき、そして今までに参議院でこうして質疑をお願いをいたしております。

また、衆議院の段階で与党の修正合意が成立しました。それぞれの、与党の、また野党の認識についても細部にわたり質問をいただき、基本の部分では与党の考え方、また野党の考え方にも全くそがないというのことを改めて本委員会で本日確認もいただいたところでございます。

私は法案提出者の代表者でございます。こうして審議をいただいていることを大変感謝の気持ちでいっぱいござります。提出者として、審議を行つていただき、審議が尽くされれば、是非、委員会としての、審査会としての結論を出していただきたく、改めて心よりお願いを申し上げます。

○衆議院議員(山添拓君)

それでもなお、与党が推薦された参考人から、この法案審議は熟議になつていないと考へるのは、それは私は改憲手続、ひいては憲法そのものを余りにも軽んじる発言だと思うんですね。ましてや、今国民は改憲を求めていない。

修正案の提出者が、政治的には発議できない、難しいとおっしゃつておりますが、そのように述べられたのは、その限りでは私そのとおりだと思います。このままでできるようなものではない。やはり根本的に検討すべき点について検討を怠つた、欠陥を抱えていると言わなければならぬことは、その公選法の運用は現状どうなつてゐるのかければなりません。

本法案は、投票環境の向上を目的に、公選法並びの改定を加えようとするものであります。では、その公選法の運用は現状どうなつてゐるのか變化しているのか、御説明ください。

○政府参考人(森源二君) お答えいたします。

平成十年七月の参議院議員通常選挙、これは投票時間が二時間延長されて初めての国政選挙でございましたが、投票所総数は五万三千四百十七か所、このうち閉鎖时刻を繰り上げた投票所の数が二千九百六十六か所でございました。

令和元年七月の参議院議員通常選挙における投票所総数は四万七千三十三か所で、このうち閉鎖時刻を繰り上げた投票所の数は一万六千六百二十六か所であったわけでございますが、投票所数につきましては、過疎化による選挙人数の減少や市町村合併などを契機とした投票区の見直しなどで減少してきているものと承知をしております。

また、繰上げなどは地域の実情によるものでございますが、特に山間部を抱える県などにおいて、高齢者が多く、大半の有権者が早めに投票を済ませていることなどを理由に閉鎖时刻を繰り上げることがあると承知をしておりますが、総務省では、国政選挙や統一地方選挙の都度、投票所閉鎖時刻の繰上げへの厳正な対応や投票所の設置についての積極的な措置を各選管に要請しております。引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

○山添拓君 投票所は一割以上も減って、閉鎖时刻の繰上げも少なくありません。共通投票所を設置することが各地の投票所の集約を更に加速するという事態も既に指摘をされております。

投票所の減少や投票時間の短縮、これは端的に言つて投票機会の減少であります。ですから、これが選管の判断の下で行われて歯止めが掛からなければ、そういう現状をそのままにしておくといふことであれば、ますます投票機会は減少することになります。国民投票もその公選法の状況と並びでよしとするのは、民意を十分に酌み取る姿勢とは言い難いと思います。急ぐ必要がなく、また根本的な欠陥を置き去りにして法案を押し通そうとするのは断固反対だということを申し上げて、質問をいたします。

○渡辺喜美君 みんなの党、渡辺喜美であります。

提出者の皆様、御苦労さまでございます。三年数か月のブランクの後に与野党の合意による修正が行われた、心から敬意を表する次第であります。

今、参議院改革協議会というのが週一ペースで行われておりますが、我々少數会派にも発言の機会がございます。先週、事務局の経緯を聞いて驚いたんであります。昭和四十年代、河野謙三議長の時代であります。何と党議拘束の緩和について議論がなされたいたというわけであります。

私の記憶では、その後、党議拘束が壊れちゃつたり、あるいは外したりしたことが二つありますね。一つは、昭和五十年代、四十日抗争というのがありましたとして、自民党から何と二人の首班指名が争われたという事件であります。これはもう党議拘束そのものが壊れてしまったというわけですよ。その頃、派閥の前に党がある、党的前に国家国民があると言いつた人がいましてね、まあうちのおやじだったんですけども、その頃を直接御経験されているのは船田先生ぐらいでしようかね。

その後、もう一つ、これはあえて党議拘束を外したという事例があります。中山太郎先生が中心になって進められた臓器移植法案というやつですね。いや、これは正直私も悩みましたよ。でも、例えば、人がいつから人になるかと。刑法では御案内のとおり一部露出なんですね、民法では全部露出だという違いがあるわけです。まあ法律に違つて当然じゃないかという議論は、先ほど来議論のあります。この前の参考人質疑でも出てきた議論なんですね。

確かに、憲法四十三条におきましては、全国人民の代表たる国会議員ということで規定をされております。この意味するところは、今御指摘のように、特定の階級とかあるいは職能の利益を代表するものではないとともに、特定の選挙区から選ばれるとしても、一旦選ばれた以上は、その選挙区の代表たる国会議員といふことで規定をされております。この意味するところは、今御指摘のように、憲法改正やその憲法改正周りのいろいろな整備、今やっている国民投票法制もそうでありますけれども、こういうことは通常の政治ルールと違つて当然じゃないかという議論は、先ほど来議論のあります。この前の参考人質疑でも出てきた議論なんですね。

私は思うに、やはりこの憲法改正が進まない理由の一つに、非常に党派的な対立というものが深刻になつてきている。この際、憲法原案の提出と議論なんですね。

私は思うに、これはもうどの憲法の教科書を見ていいじやないかという法的な利益が違う。だったら、臓器移植促進のために、人がいつから亡くなるかと。心臓動いていても、脳幹がもう不可逆的に死の状態だという場合には、もう臓器移植認めないじやないかという法案に賛成した記憶がございます。そのときは、まさに党議拘束をあえて掛けないということが行われたわけですね。憲法四十三条第一項では、国会は、「全国民を

代表する選挙された議員でこれを組織する」という規定がございます。これは言うまでもなく、命令主任は禁止されている、国会議員というのは誰の代理人でもないですよ、全国人民の代表なんですね。というまあ古き良き時代の理念ですよ。しかし、この政党の下で国会議員が一定の制約を受ける、あるいは同じ行動を取るということは、これは合理的なやり方であると、このように考えております。

政党国家デモクラシー、人民投票デモクラシーなどともいいますけれども、次の総理は一体誰なんだけ、どこの政党の党首が総理大臣になるんだ、あるいは大統領選でもそうですね、そういう争いが行われている。

では、誰の代理人でもない、自分の良心のみに拘束される全国民の代表たる国会議員と、政黨の党議拘束でがちがちにされている国会議員との関係はどう考えたらいいんでしょう。四十日抗争を御経験された船田先生、いかがでしようか。船田先生は、いわゆる政治改革にも関与された上命令であると思うんですね。安岡正篤先生風に言えば義理であるということかと思います。

船田先生は、いわゆる政治改革にも関与された御経験をお持ちですね。日本では、こうした国民代表原理と政党の党議拘束に縛られる国会議員との間の矛盾相克、こういうことを全く議論しないで政党中心主義の選挙制度をつくり、政党助成金をつくり、やつちました。そういう経緯がございました。

○衆議院議員(船田元君) 渡辺議員にお答えいたしました。四十日抗争、それから渡辺智雄先生のお言葉、大変懐かしく聞かせていただきました。

確かに、憲法四十三条におきましては、全国人民の代表たる国会議員といふことで規定をされております。この意味するところは、今御指摘のように、特定の階級とかあるいは職能の利益を代表するものではないとともに、特定の選挙区から選ばれるとしても、一旦選ばれた以上は、その選挙区の代表たる国会議員といふことで規定をされております。この意味するところは、今御指摘のように、憲法改正やその憲法改正周りのいろいろな整備、今やっている国民投票法制もそうでありますけれども、こういうことは通常の政治ルールと違つて当然じゃないかという議論は、先ほど来議論のあります。この前の参考人質疑でも出てきた議論なんですね。

しかし、この憲法審査会で度々議論されますように、憲法改正やその憲法改正周りのいろいろな議論のあります。この前の参考人質疑でも出てきた議論なんですね。

私が思うに、やはりこの憲法改正が進まない理由の一つに、非常に党派的な対立というものが深刻になつてきている。この際、憲法原案の提出と議論なんですね。

私は、これはもうどの憲法の教科書を見ていいじやないかという法的な利益が違う。だったら、臓器移植促進のために、人がいつから亡くなるかと。心臓動いていても、脳幹がもう不可逆的に死の状態だという場合には、もう臓器移植認めないじやないかという法案に賛成した記憶がございます。そのときは、まさに党議拘束をあえて掛けないということが行われたわけですね。議員は全国人民の代表であると同時に多様な民意を反映すべき社会学的代表、ちょっと難しいんです

の意見は重視をしなければいけませんけれども、物事を決めるとき、採決をするとき、法案を提出をするときには、やはり民意の反映ということを合理的に、またあるときには迅速にやらなければいけないということが生じてくると思います。そのときには、やはり政党という存在、この政党という道具を使って民意を反映をしていくということは大変今の政治の中で重要な手段である、大切な手段であるとも思つておりますので、私はそのことをまず考えたいと思います。

しかし、例えば憲法改正などにおいても、個人の価値観に関すること、あるいは倫理観とか生死観、そういうものについて議論をする上においては、やっぱり憲法改正の議論をする上においても党議拘束が外れるということも場合によってはいいこともあるのではないかと、このように思つております。

しかし、どのような場合にそれが、党議拘束を外すべきなのかということについては相当慎重に議論しなければいけないと思つております。私としては、やはり政党政治の下での憲法改正、このやり方を正面踏襲していくべきだらうというふうに思つております。

○渡辺喜美君 とにかく憲法改正というのは、最終的に国民が決めるんですね。そのところはもう選挙とか法律とかいうレベルと全然違うんですよ。そういう意味においても、原案提出や発議、これには党議拘束を掛けないという理念が正しいし、また、戦略論的見ても、その方が憲法改正を先に進めることが可能になると私は考えるのであります。

○会長(林芳正君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後三時二十六分休憩

午後三時三十九分開会
○会長(林芳正君) ただいまから憲法審査会を開いたします。

休憩前に引き続き、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の修正について松沢君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。松沢成文君。

○松沢成文君 私は、日本維新の会を代表し、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

今回のいわゆる国民投票法に関する改正案は、投票の利便性を向上させるために平成三十八年に改正された公職選挙法の七項目と整合を取るために改めたものです。そこには全く異論はありません。しかし、問題は、衆議院の審査会の最終段階で、立憲民主党から提出され、原案に加えられた修正部分の検討事項にあります。

この附則第四条は、施行後三年後をめどにCM規制や外国人寄附規制などについての必要な措置を求めるものですが、この措置が講ぜられるまでの間に国会が憲法の改正原案の審議と改正の発議を行うことの可否について、法案の発議者と修正案提案者の間で異なる解釈が示され、解決に至つていません。

自民党、公明党、日本維新の会の三党的発議者は、当該措置が講ぜられるまでの間においても憲法改正原案の審議を含む憲法本体の議論と改正の発議ができるとする一方で、修正案提出者である日本維新の党の、済みません、立憲民主党の議員の一人は、少なくとも発議はできないことを明確にしています。この点について、五月二十六日の質疑で衆議院憲法審査会会长の統一見解を求めるが、残念ながら回答をいただくことはできませんでした。

一つの法案の立案者の中で解釈がこのように

真っ向から対立し、法的安定性を大きく損なう法

案には問題があります。

国会法百二条の六で定められているように、憲法審査会の目的は「日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査すること」であります。この規定からすれば、「改めて国民投票法改正案の審議が改正原案の審議や発議に優先すると解することはできません。

また、今回の法案修正部分である附則第四条の法文をどのように読んでも、国会を自ら縛る要素は見出せないことに加え、十八歳投票権など三つ

の課題に対応した平成三十六年改正により国民投票法に係る期限は撤廃されており、既に国民投票

を実施する環境が整っていることは明らかであります。

先週に参考人として意見を陳述された大東文化大学の浅野教授も、法案の審議の都合によつて憲法改正の実質的審議が遅れる、あるいはそれが後

回しになることがあるとすれば、国会のそ

の法案審議が立憲主義を拒んでいると言つてもい

くくらいだとし、阻んでいると言つてもいいくらい

いだし、改正案の審議が憲法改正の実質的な審議に影響を与え、あたかも改正案の審議が優先さ

れて、それが終わつてから憲法改正の審議をしな

ければならないとすれば、これは極めて国会の在

り方として問題があるのではないかと述べていま

す。

安倍氏が、二〇一七年五月三日以来、九条に自衛隊を明記する改憲を強引に進めようとする中、自民党は改憲四項目をまとめて、憲法審査会を開く呼び水として提出されたものだからです。

○山添拓君 日本共産党を代表し、改憲手続法改定案及び日本維新の会提出の修正案にいずれも反対の討論を行います。

○会長(林芳正君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○会長(林芳正君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げ、修正案の趣旨説明とさせていただきます。

改憲は、政治の優先課題として求められています。

内容は、同条の二項として、「前項の規定は、

国会が、同項に規定する措置が講ぜられるまでの間において、日本国憲法の改正案の原案について審議し、日本国憲法の改憲の発議をすることを妨げるものと解してはならない。」とする規定を加えます。

改憲は、改憲手続法の規定を加えます。

改憲は、改憲手續法の規定を加えます。

そうえて述べたように、七十五年にわたつて憲法が国民に受け入れられてきたからにはかなりません。

長期化するコロナ禍で、国民の命と健康、暮らし

しが脅かされる今、政治はコロナ対策に集中するべきです。ましてや、ピンチをチャンスになどと言ひ、コロナに乗じて改憲論議を進めようとするなど言語道断であります。

第二に、本法案は、現行法が抱える根本的な欠陥を置き去りにしたものだからです。

資金力の多寡により広告料が左右される問題、多数国民の賛成を制度的に保障すべき最低投票率の問題、公務員の国民投票運動などは、当審査会の二〇〇七年及び二〇一四年の附帯決議で検討を求めた事項であるにもかかわらず、脳に置かれたままだっています。

当審査会に出席した四人の参考人からも、国民の意思がねじ曲げられることなく表れるようになります。これが基本であるなど、更なる検討の必要性が口々に語られました。福田参考人が述べたように、これらを欠いた改憲手続は、主権者国民の意思表明であるべき国民投票手続として根本的な欠陥を持つものと言わなければなりません。

発議者から、本法案の下でも改憲発議は可能だなどという答弁もされました。改憲手続や憲法そのものを余りにも軽んじています。また、この問題は、衆議院の修正で追加された附則四条に改訂が必要であることを認めながら、これらの根本問題に向き合はず、今国会での成立を急ぐ理由も語ることができない下で、七項目のみの本法案を採決することは許されません。

また、飯島参考人が指摘したように、改憲国民投票は、一度行えば一生できないかも知れないものです。投票できる機会はなるべく多くすべきであり、現在、公選法の下で投票機会が減少していることへの法的な歴止めこそ求められます。公選法並びを当然の前提とするのではなく、いかに国

民の意思を幅広く正確に反映する制度とするのか、公選法を含めて抜本的に見直すべきです。

なお、日本維新的会による修正案は、既に指摘した根本的な欠陥を放置したまま改憲原案の審議や改憲発議まで行えることを恥ずかしげもなく書き込もうとするものであり、到底認められません。

与党が推薦した参考人からも、本法案の審議は熟議になつてないとの批判が述べされました。

会期末の国会日程をにらみ、成立と言わんばかりに拙速な審議で採決すべきではありません。ましてや、これを機に自民党改憲四項目を始めとした改憲論議を進めることは断じて許されません。ましてや、改憲議論を進めることは断じて許されません。

安倍、菅政権による改憲策動に終止符を打ち、立憲主義と民主主義を回復し、憲法を生かした政治へ転換する決意を述べ、討論いたします。

○打越さく良君 立憲民主・社民の打越さく良です。

国民投票法改正案には賛成、日本維新的会提出

の修正案には反対の立場から討論を行います。

修正案提出者の奥野総一郎衆議院議員が述べたとおり、制定時の前提が損なわれたことや、ある

いは制定時には予想もしなかった不特定化等を背

景に、有料広告の制限やインターネット等の適正な利用の確保を図る方策、そのほか、投票の公平及び公正を確保する必要がなおあります。奥野提

出者が答弁されたとおり、それは国民主権からの要請です。附則は、国民投票法の根本的な問題、民意が適切に反映されないというようなところをおろそかにして先に進んでしまうという懸念に対応して、国会に検討を義務付けている条項です。

また、公職選挙法に単純に横並びにすればいい

ものではないとの飯島滋明参考人の御指摘も重要

です。飯島参考人が指摘された期日前投票の弾力的運用や繰延べ投票期間の告示期間の短縮など、

今回の改正でかえつて投票環境を悪化させる可能

性もあり、検討を重ねる必要があります。

飯島参考人が指摘された在外邦人の投票、洋上

投票、不在者投票の問題なども放置しては、憲法違反を問われかねません。憲法改正権力の発現と

くりは国会の責任であるとの福田護参考人の答弁も踏まえ、私たちは重い責任を課されていることを自覚しなければなりません。

感染症禍において、公衆衛生を維持する責務と人々の自由を保障する責務との緊張関係に私たちに抱かれています。

五月三日、菅総理は、改憲派の集会にメッセー

ジを寄せて、憲法改正議論の最初の一歩として國

民投票法改正案の成立を目指さなければならぬ

と述べました。行政のトップである総理から私た

ち国会議員が改憲論議をせかされることなどあつ

てはなりません。この点、提出者の中谷元衆議院

議員は明確に、最初の一歩ではありませんと答弁

なさいました。あくまでも手続法の改正だという

ことは、上田健介参考人が指摘なさつたところで

す。

この機に乗じて改憲に前のめりになることのな

いは、憲法本体の議論とは別の次元の話である

ことです。憲法本体の議論とは別の次元の話である

ことは、上田健介参考人が指摘なさつたところで

す。

この機に乗じて改憲に前のめりになることのな

い、熟議の参議院憲法審査会であり続けましょ

う。熟議の上、問題点を解消し、眞に公平公正な

手續としなければ発議できないことが附則によつ

て担保されたと考え、討論を終わります。

○東徹君 日本維新的会の東徹です。私は、日本

維新的会提出の動議による修正案に賛成、原案に

も賛成の立場で討論をいたします。

参議院憲法審査会は三年以上にわたりまして実質的な議論がされず、ようやく今国会で議論され

ることになりました。これは、政治の怠慢、国会の怠慢と

國民から批判されても仕方がありません。

この度の衆議院送付の改正原案の大分部は、平成二十八年に改正された公職選挙法の七項目と整合を取るものであり、国民投票においても投票機会の拡大を図るもので、そこには全く異論もなく、本来であればもっと早く結論を得るべきありました。今般、衆議院の審査会の最終段階で立憲民主党から提出されました修正案、これに自民党が了解して加えられた検討条項は、今後また不毛な議論につながりかねません。

この修正案は、施行後三年をめどにCM規制や外国人寄附規制などについての検討を求めるものですが、それを審査会でどのように審議するかの解釈について、法制度的にも政治的にも各党との間で大きなそこがあつてはなりません。つまり、国民党投票法関係の審議と同時に、憲法本体の改正審議や改正発議ができるという明確な文言でなくてはなりません。

共同提案された議案に対して、共同提案した政

党から、会派から質疑で答弁が異なる状況は、今後も踏まえ、私たちは重い責任を課されていることを自覚しなければなりません。

これまでの三年間に加え、今後三年間も憲法改正議論が全く進まない最悪な事態を招くおそれがあります。不毛な議論や対立、混戦がなく、真摯な憲法改正審議を促進するため提出されたのが日本維新的会の再修正案であります。憲法改正の審議、発議は、国民党投票法関係の審議と同時に並行して行うことができるることを明確に保障したものです。この解釈は国民党の皆さんにもさきの質疑でも賛同いただいております。

最近のスティア各社の世論調査結果を見ても、全ての調査で憲法改正の議論を進めるべきだといふ意見が多数派となっています。主権者である國民の期待に応え、憲法審査会で憲法改正審議を推進することは国会の使命であり、国会議員の責務であります。

日本維新的会は、改正原案として、教育の無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置を公表しています。自民党を始め他の政党の皆さんも、是非

具体的に改正原案を提示していただき、憲法改正に向けて本格的な議論を開始していかなくてはなりません。そして、三分の二の合意を得た改正条文を発議し、主権者である国民の皆様に、国民投票によって最終判断を仰ぐべきであります。

私たち日本維新の会は、その先頭に立つて努力していくことを表明して、討論といたします。
○矢田わか子君 国民民主党・新緑風会の矢田わか子です。

会派を代表し、原案に賛成、維新提出の修正案に反対する立場から意見を述べます。

新型コロナウイルス感染が国民生活や経済に深刻な影響を与える中で、感染防止対策における私権の制限の問題、あるいは経営困難、生活困難に陥った国民への保障の在り方など、憲法に関連するテーマについて国民の皆さんのがん心も高まりつつあります。そのほか、安全保障に関わる国際情勢の変化や、デジタル技術や生命科学の発展による人権をめぐる新たな問題の対応も迫られています。

こうした中で、世論調査でも、憲法を改正した方がよいとする意見が改正しなくてよいを上回ってきており、憲法改正の国民的議論を起こす機は熟しつつあると言えます。

一方で、各党が提案している憲法改正の内容については、国論を二分するものもありますので、憲法改正の機能を有する国会としては、從前よりも更に憲法に関する様々な議論を積み重ね、国民の分断を招かないような対応が求められていると考えます。

本日の質疑を通じて、附則による検討に基づいた措置がなされるまで憲法改正発議はできないということは、という法的な規制はないと明確になりましたが、だからといって、拙速に改正発議を行つてよいということではないと思います。

あわせて、国民投票が公正に実施されるよう、投票における利便性の確保、また国民投票運動の公平性の確保に関して万全の準備をすべきであ

り、この意味で、今回の法案については一定の評価ができるものと判断します。

ただし、衆議院で修正された検討事項であるスパートCM、ネット広告の禁止や運動資金の規制とともに、最低投票率の課題も残つております。今後ともこれらの課題について期限を決めて結論を出していく必要があると考えます。

あわせて、投票年齢の引下げに対応するため、憲法に関する学校教育も重要な課題であり、こうした政策への対応も求め、本法案への賛成意見といたします。

○会長(林芳正君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより日本憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、松沢君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○会長(林芳正君) 少数と認めます。よつて、松

沢君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○会長(林芳正君) 多数と認めます。よつて、本

案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを会長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○会長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後三時五十九分散会

[参照]

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。

附則第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、国会が、同項に規定する措置が講ぜられるまでの間において、日本国憲法の改正案の原案について審議し、日本国憲法の改正の発議（日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案することをいう。）をすることを妨げるものと解してはならない。

発議をし、国民に提案することをいう。）をすることを妨げるものと解してはならない。

2 前項の規定は、国会が、同項に規定する措置が講ぜられるまでの間において、日本国憲法の改正案の原案について審議し、日本国憲法の改正の発議（日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案することをいう。）をすることが妨げるものと解してはならない。

請願者	大阪市 玉置幸弘 外四千三百九十六名
紹介議員	伊藤 岳君

請願者	大阪市 玉置幸弘 外四千三百九十六名
紹介議員	伊藤 岳君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一四三三号 令和三年五月二十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪市 黒原みどり 外四千四百五十五名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

請願者 大阪府泉南市 楠山風太 外四千三百九十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一四三五号 令和三年五月二十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府泉南市 楠山風太 外四千三百九十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一四三五号 令和三年五月二十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府泉南市 楠山風太 外四千三百九十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一四三五号 令和三年五月二十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府泉南市 楠山風太 外四千三百九十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一四三五号 令和三年五月二十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府泉南市 楠山風太 外四千三百九十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一四三五号 令和三年五月二十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府泉南市 楠山風太 外四千三百九十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一四三五号 令和三年五月二十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府泉南市 楠山風太 外四千三百九十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一四三五号 令和三年五月二十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府泉南市 楠山風太 外四千三百九十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第一四三五号 令和三年五月二十一日受理
改憲発議に反対することに関する請願

請願者 大阪府泉南市 楠山風太 外四千三百九十六名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

<p>第一四三六号 令和三年五月二十一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 大阪市 歌田恵子 外四千三百九十六名 紹介議員 紙 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p> <p>第一四三七号 令和三年五月二十一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 感知県岡崎市 笠木悦子 外四千三百九十六名 紹介議員 吉良よし子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p> <p>第一四三八号 令和三年五月二十一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 大阪市 上大迫香 外四千三百九十六名 紹介議員 倉林 明子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p> <p>第一四三九号 令和三年五月二十一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 感知県稻沢市 萩原幸一 外四千三百九十六名 紹介議員 小池 晃君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p> <p>第一四四〇号 令和三年五月二十一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 奈良市 大倉良子 外四千三百九十六名 紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p> <p>第一四四一号 令和三年五月二十一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 奈良市 龍神郁子 外四千三百九十六名 紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p>	<p>第一四四二号 令和三年五月二十一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 大阪府羽曳野市 葉山敬子 外四千三百九十六名 紹介議員 武田 良介君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p> <p>第一四四三号 令和三年五月二十一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 大阪府羽曳野市 鎌田哲平 外四千三百九十六名 紹介議員 山下 芳生君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p> <p>第一四四四号 令和三年五月二十一日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 大阪市 西村政子 外四千三百九十六名 紹介議員 山添 拓君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p> <p>第一七一五号 令和三年五月二十七日受理 改憲発議に反対することに関する請願 請願者 大阪府枚方市 南園三恵子 外三十八名 紹介議員 井上 哲士君</p> <p>この請願の趣旨は、第五九号と同じである。</p>
---	--